

第2

計画の背景

- I 少子化の状況
- II 少子化の要因
- III 家庭の状況
- IV 就労・働き方の状況
- V 保育所等、放課後児童クラブの利用状況
- VI こども・若者を取り巻く環境
- VII こども基本法について

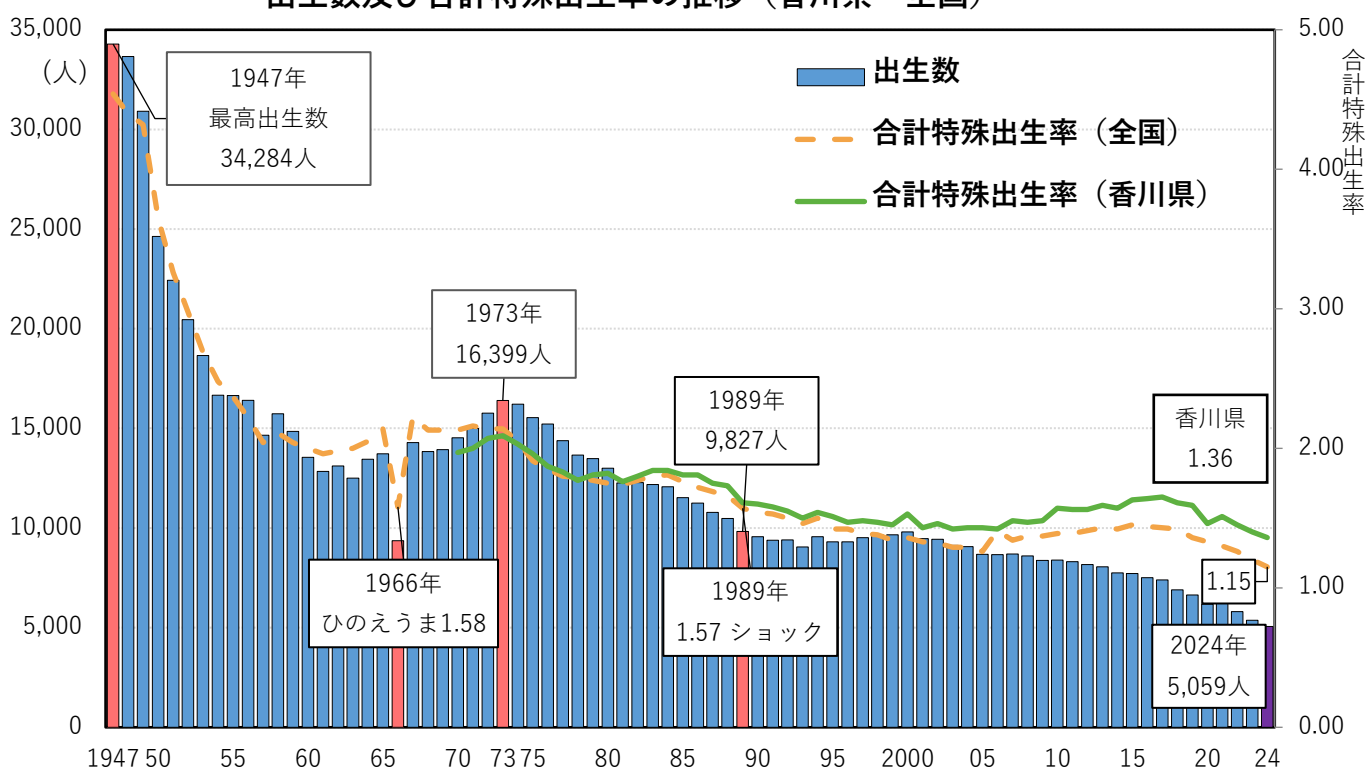
I 少子化の状況

(1) 出生数と合計特殊出生率

本県の出生数は、1947年をピークとするいわゆる第1次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、1973年には16,399人を記録(第2次ベビーブーム)したものの、1974年からは再び減少に転じ、1989年以降は1万人を割って推移しています。さらに、直近10年間で減少のスピードが加速し、減少率が大きくなっています。その中で2000年前後には第2次ベビーブーム世代が親世代となり、出生数がわずかに増加した時期があり、現在、この世代が20歳代後半を迎えています。

2024年では、過去最低の5,059人となったものの、直近10年間の減少率に比べると、やや改善が見られました。合計特殊出生率は、2024年では、過去最低の1.36で、全国平均は上回っていますが、現状の人口を維持するために必要とされる水準である2.07を大きく下回っている状況です。

出生数及び合計特殊出生率の推移 (香川県・全国)



資料:厚生労働省「人口動態推計」

※合計特殊出生率:その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

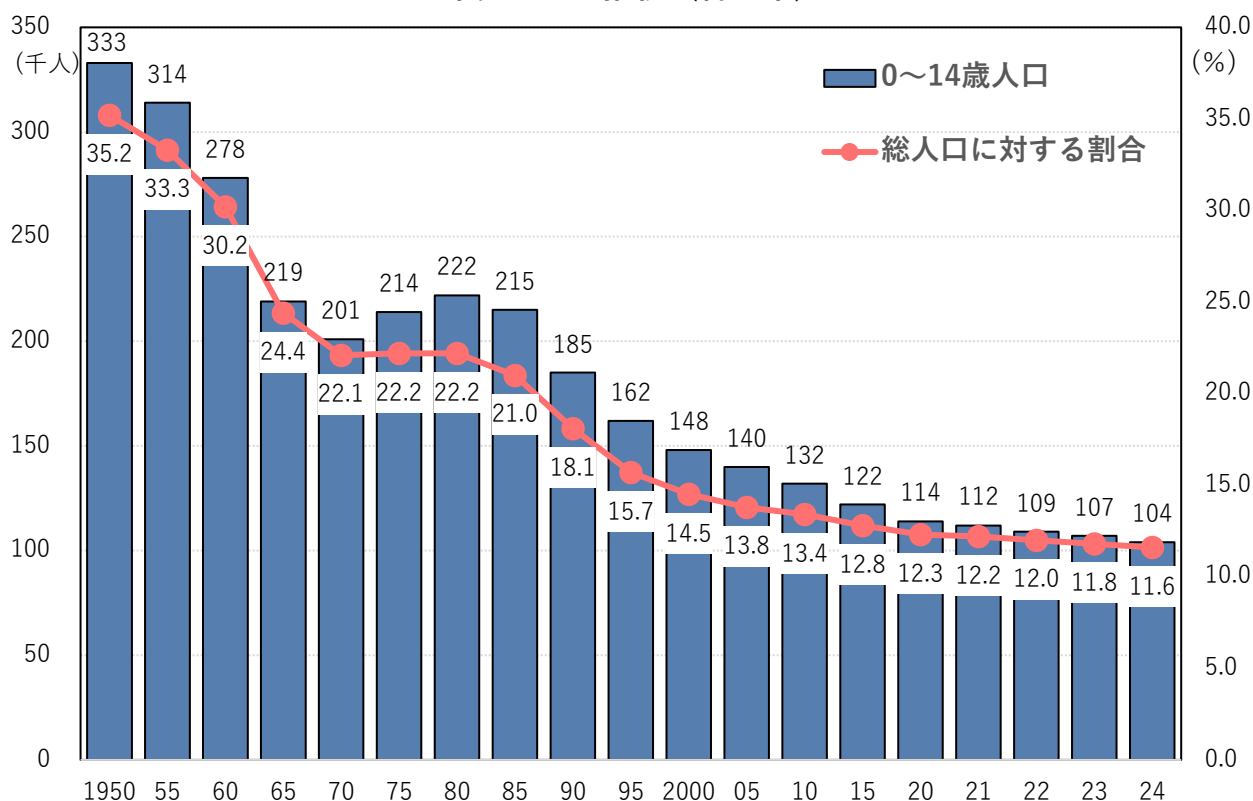
$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母親の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \times 15 \text{歳から} 49 \text{歳までの合計}$$

(2) 年少人口の減少と将来推計人口

本県の年少人口（0～14歳）は、1980年代以降は減少の一途を辿り、2024年では、10万4千人となっています。また、総人口に占める年少人口の割合については、1980年には22.2%ありましたが、2024年は11.6%と大幅に減少しています。

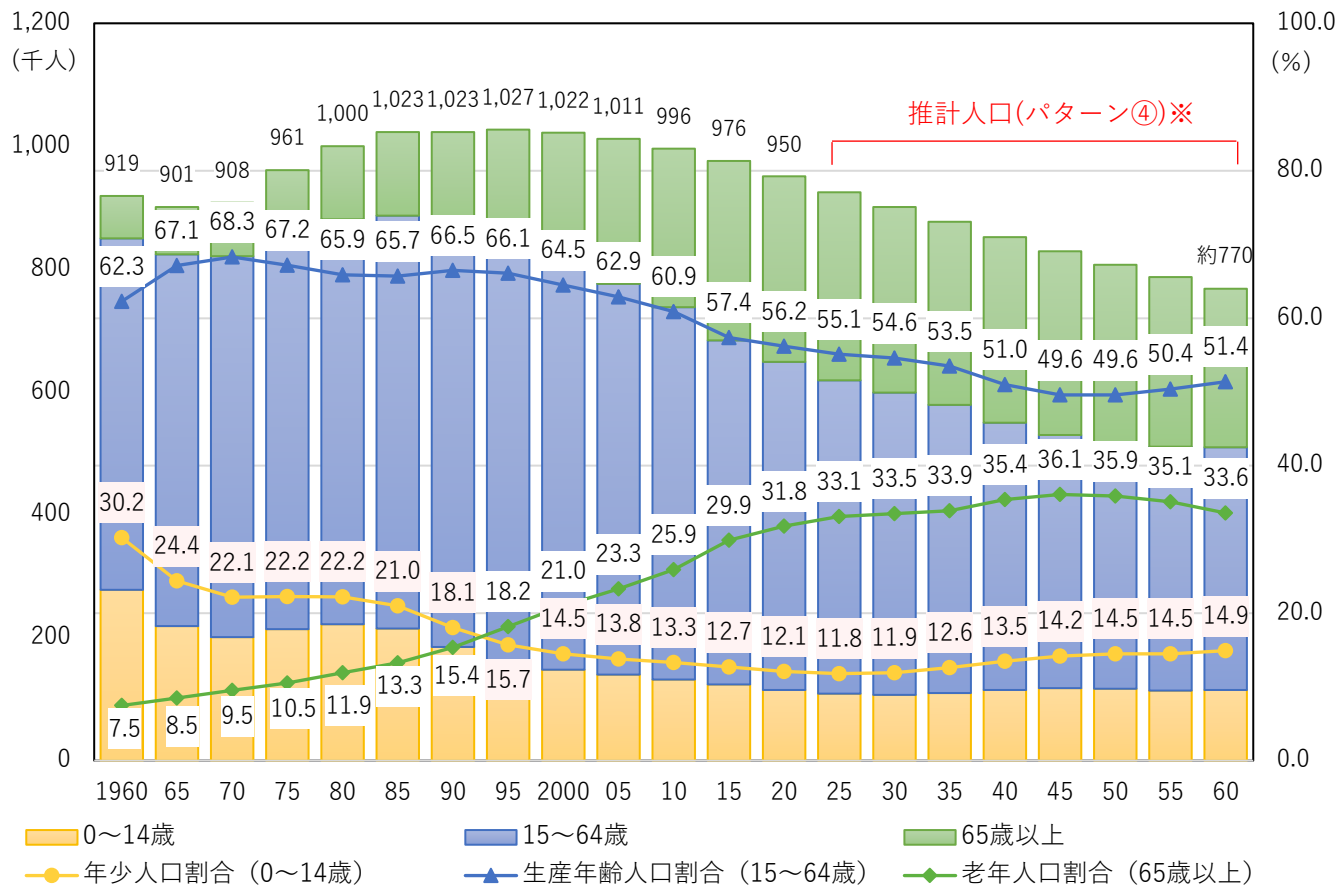
本県では、人口減少の問題や、それがもたらす社会・経済活動への影響を踏まえ、「かがわ人口ビジョン」（令和2年3月改訂）において合計特殊出生率が上昇（2030年に1.8程度、2040年に2.07程度）し、かつ、2024年以降社会増1,000人／年が続くとした場合の推計を踏まえ、2060年に人口約77万人を維持する目標を掲げたところであり、この目標の実現の観点からも本計画に基づく各種施策の取組みが求められています。

年少人口の推移（香川県）



資料：総務省「国勢調査」1950年～2020年「香川県人口移動調査」2021年～2024年

総人口・年齢（3区分）構成の推移・長期的見通し（香川県）



資料：香川県「かがわ人口ビジョン(令和2年3月改訂)」

2025年以降は、「本県の人口の長期的見通し」パターン④(※)の係数により作成

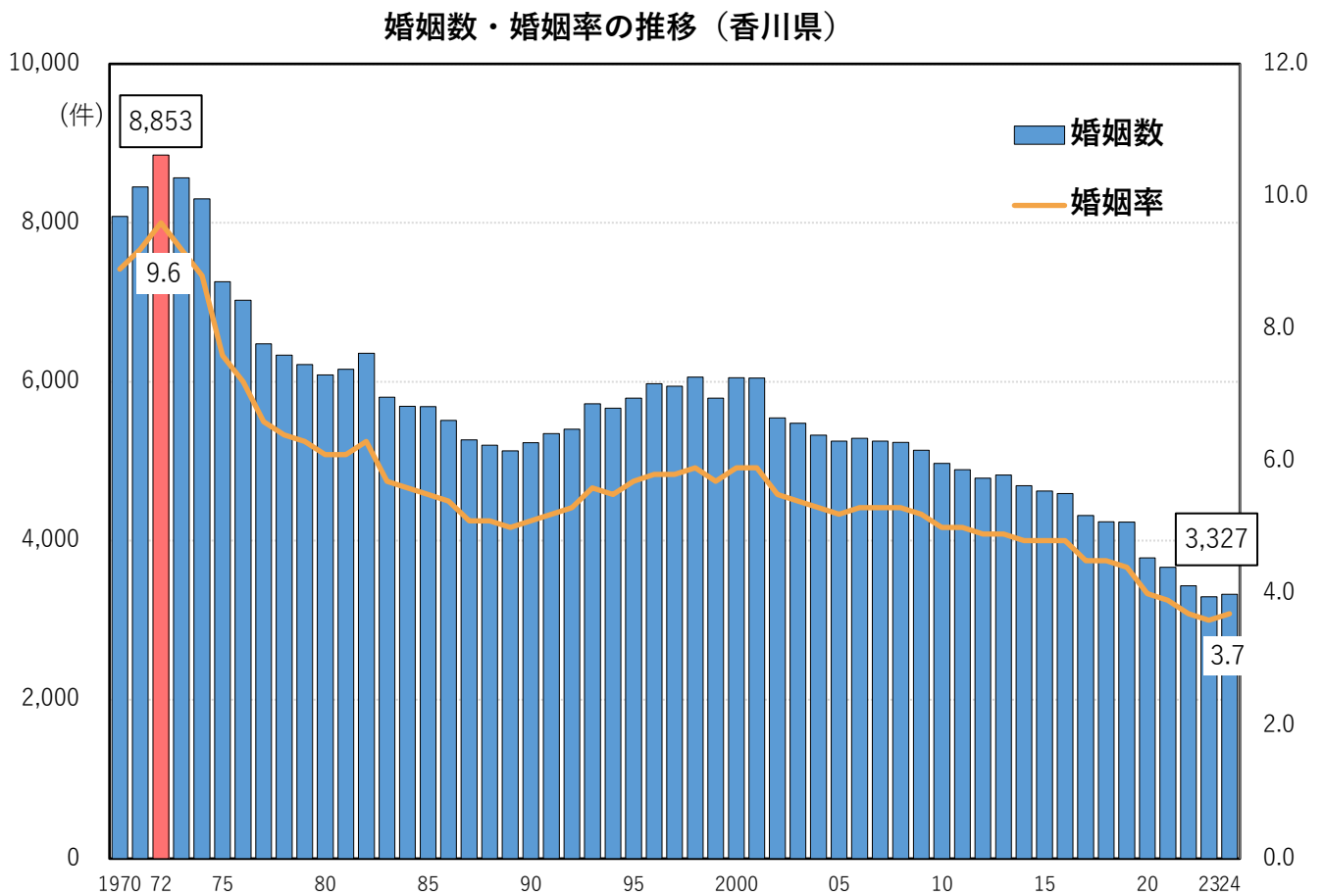
※国立社会保障・人口問題研究所準拠から、合計特殊出生率が上昇(2030年に1.8程度、2040年に2.07程度)し、かつ、2024年以降社会増1,000人/年が続く場合

II 少子化の要因

(I) 婚姻と出産の状況

① 香川県の婚姻数

本県の婚姻数は、いわゆる第1次ベビーブーム世代が25歳前後であった1972年に8,853件を記録したものの、以降は増減を繰り返しながら、減少傾向で推移してきました。2024年では3,327件となり、前年をわずかに上回りました。

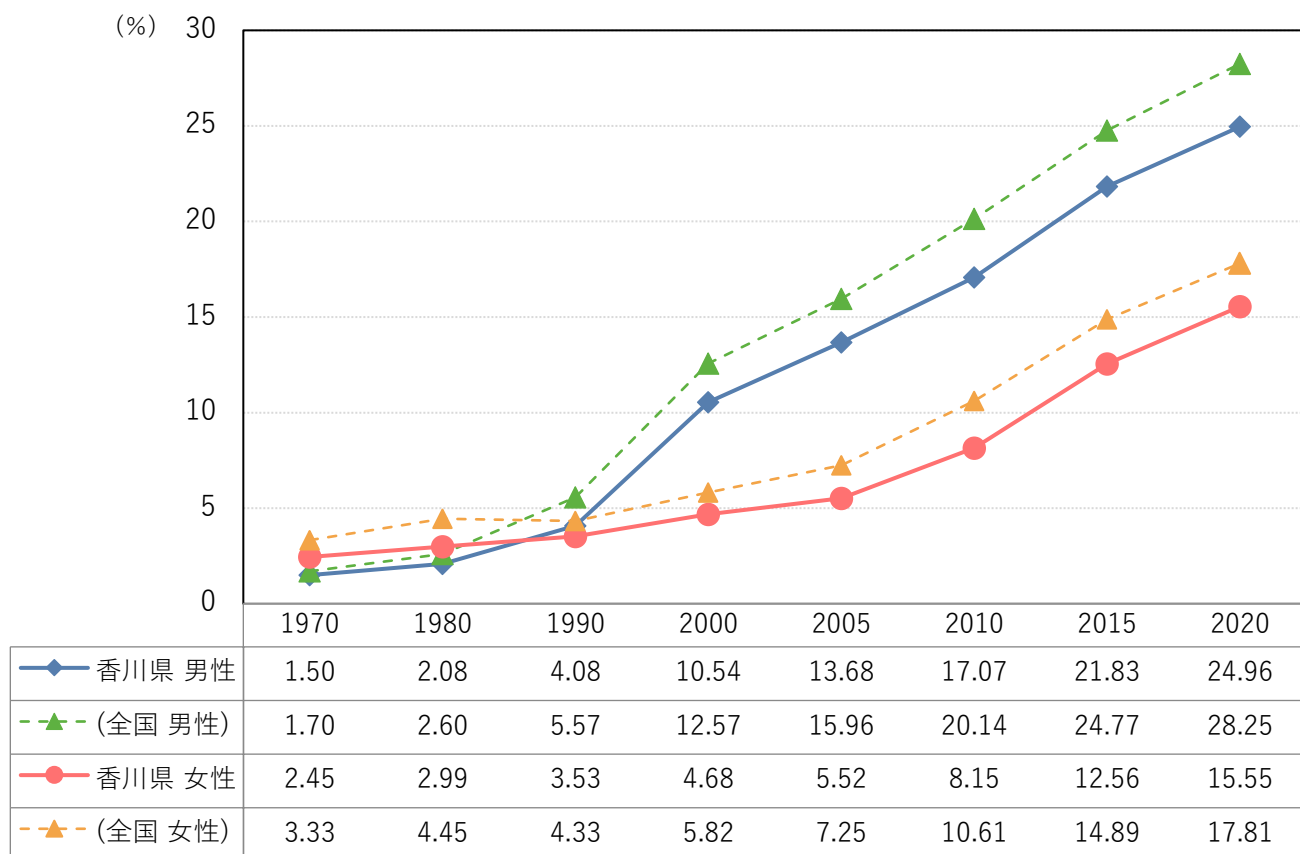


資料：厚生労働省「人口動態推計」

② 50 歳時未婚率

いわゆる生涯未婚率である 50 歳時未婚率の本県の状況は、2020 年では、男性が 24.96%、女性が 15.55%となっており、男性の約4人に1人が、女性の約6人に1人が未婚の状況となっています。

50 歳時未婚率の推移（香川県・全国）



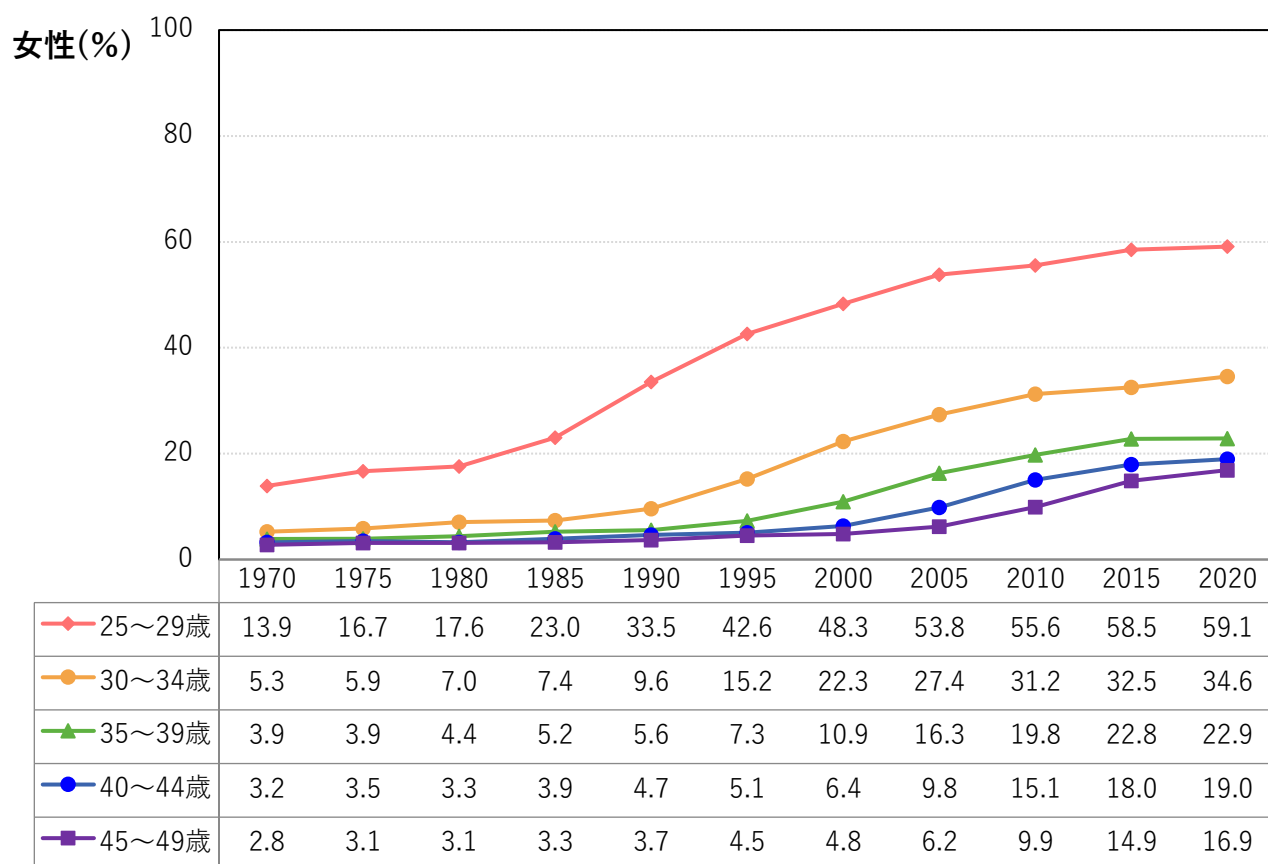
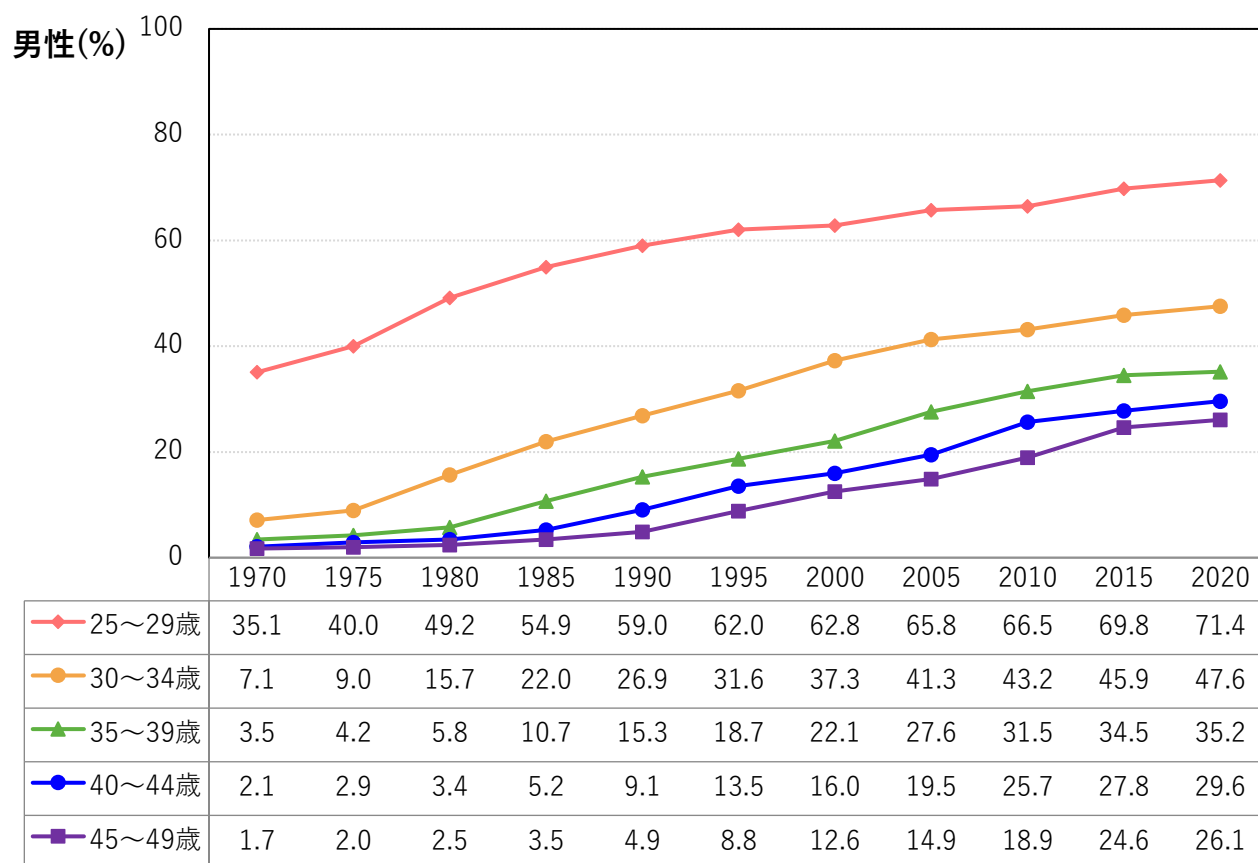
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

※50 歳時未婚率：45～49 歳と 50～54 歳未婚率の平均値

③ 香川県の年齢階級別未婚率

年齢階級別の未婚率は、いずれの世代においても上昇傾向にあり、2020 年では、30 代前半では男性は約半数、女性は約3割強が、30 代後半では、男性は約3割強、女性は約2割が、未婚の状況となっています。

年齢階級別未婚率の推移（香川県、男性・女性）



資料：総務省「国勢調査」

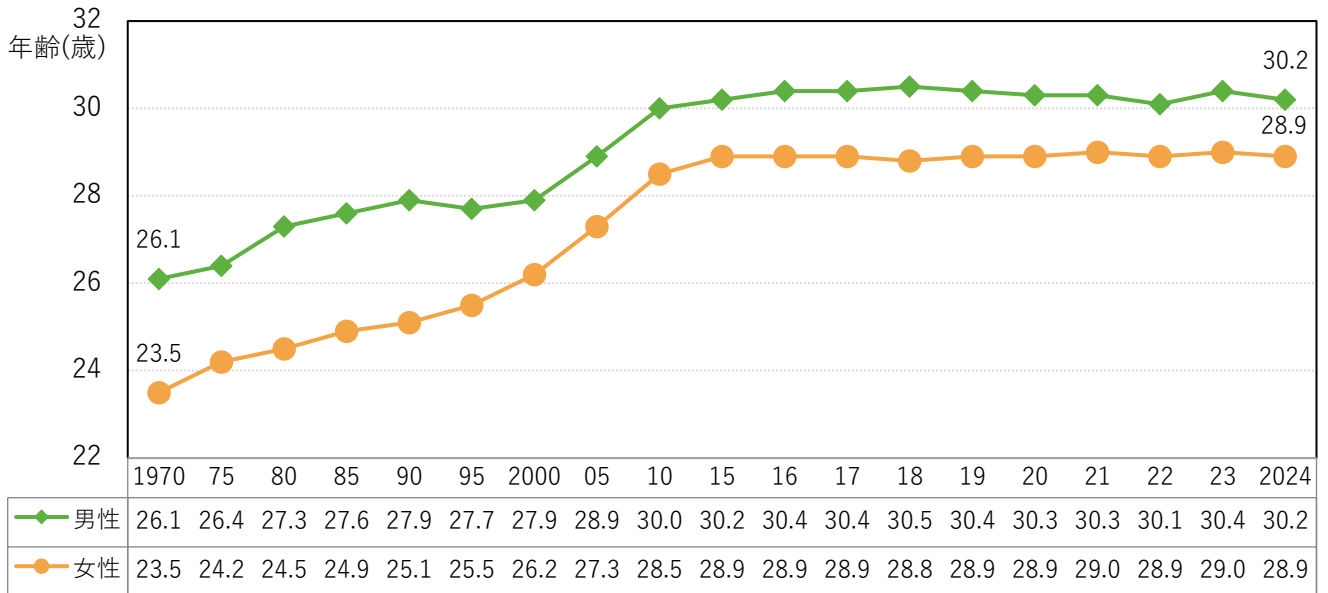
※配偶関係不詳を除く人口を分母として算出

④ 香川県の平均初婚年齢と出生順位別出生時の母親の平均年齢

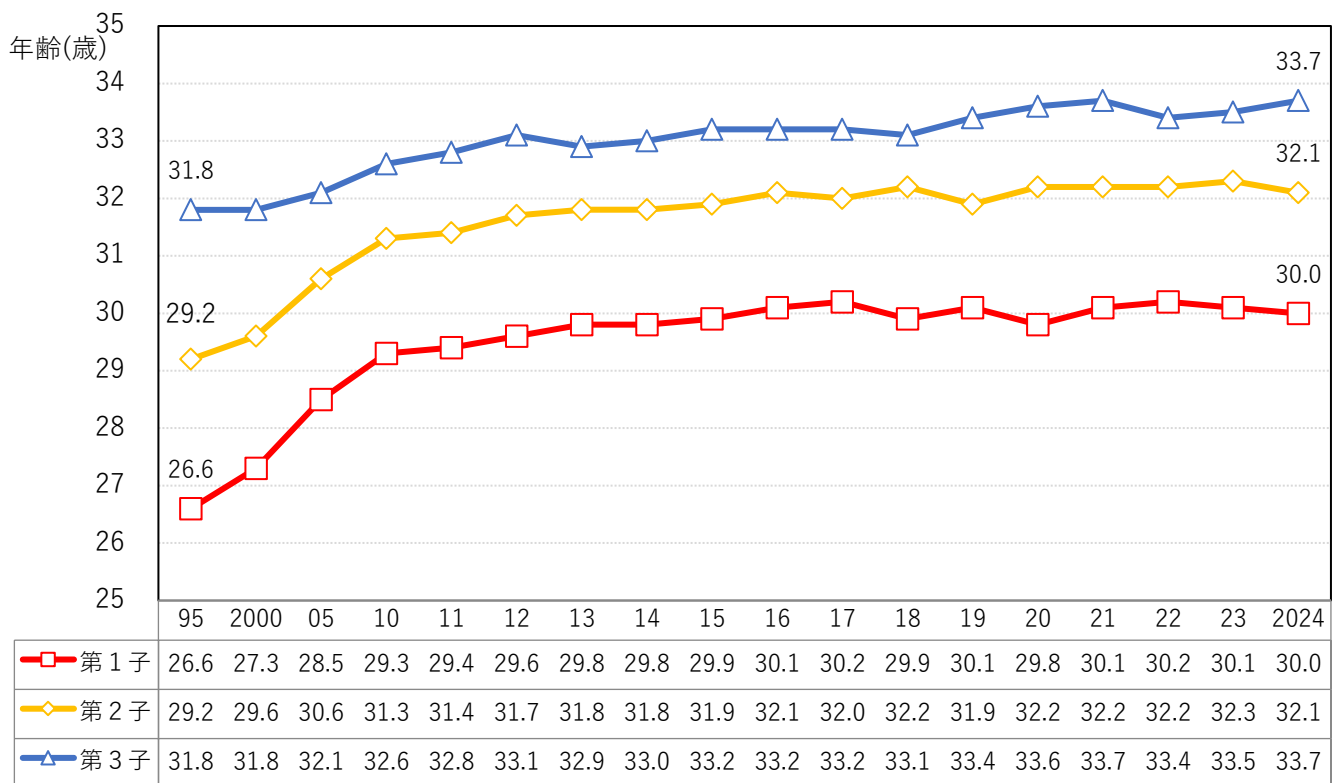
本県の平均初婚年齢は、男女とも年々上昇しており、近年は高止まりしています。

また、出生時の母親の平均年齢も、同様の傾向にあります。

平均初婚年齢の推移（香川県、男性・女性）



出生順位別出生時の母親の平均年齢の推移（香川県）

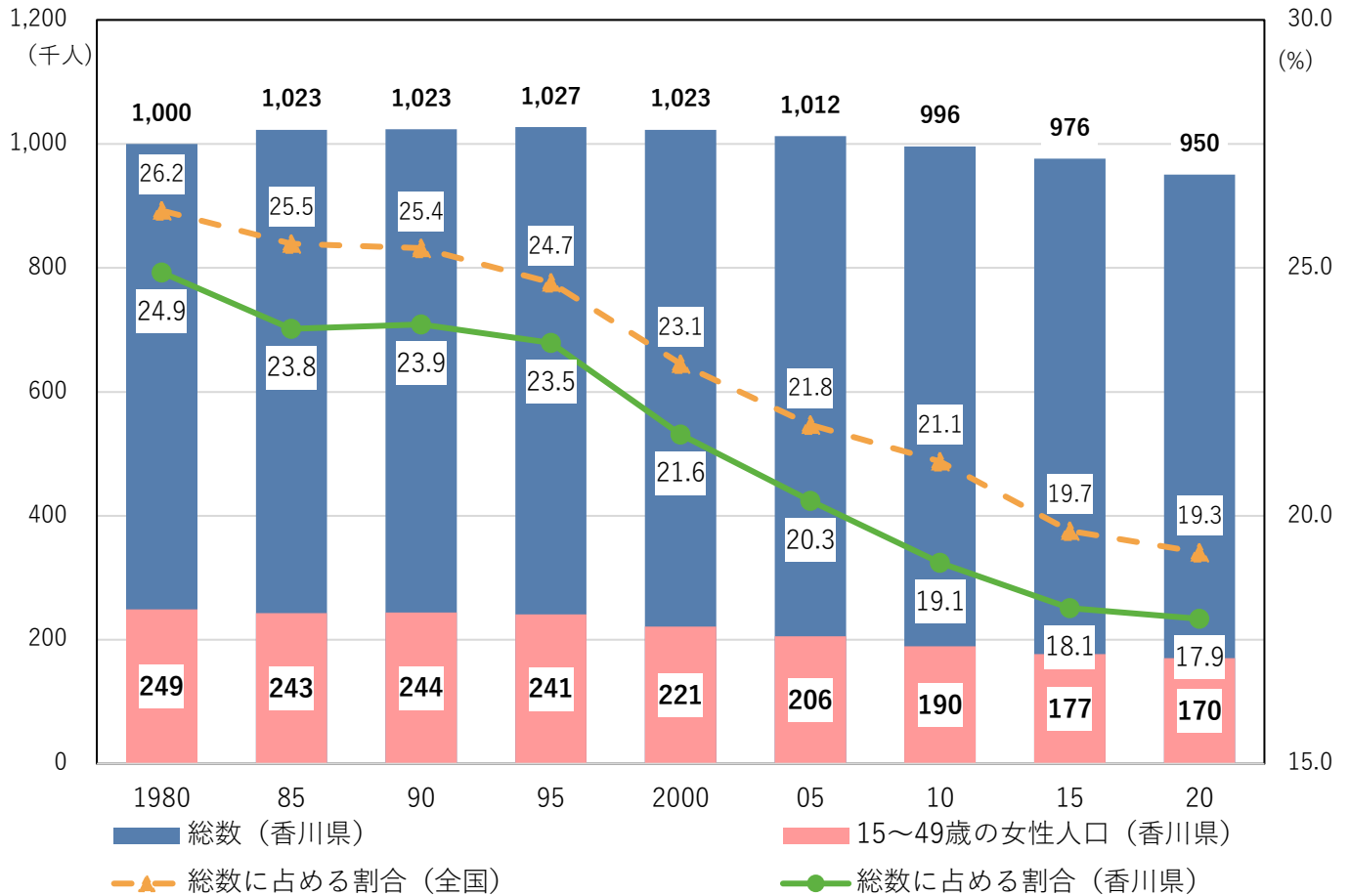


資料：厚生労働省「人口動態推計」

(2) 若年女性の状況

本県の若年女性人口（15～49歳女性人口）も減少傾向にあり、さらに、総人口に占める若年女性人口の割合についても減少しており、全国平均を下回っています。

総人口・若年女性人口の推移（香川県・全国）

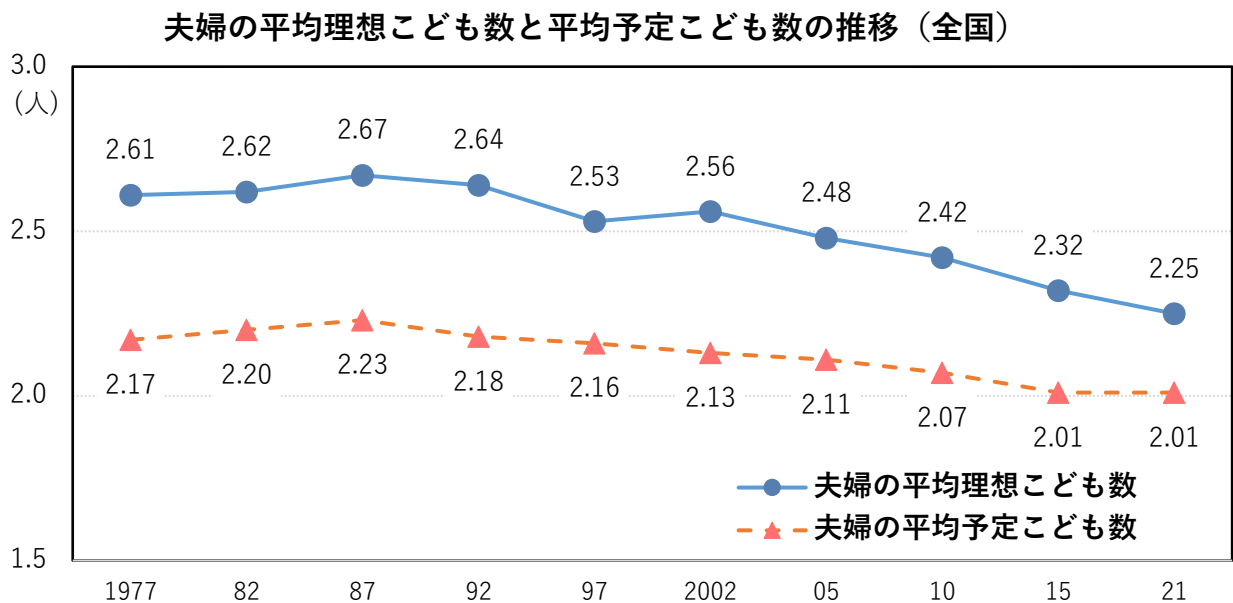


資料：総務省「国勢調査」

(3) 夫婦の出生子ども数の状況

① 夫婦の平均理想子ども数と平均予定子ども数

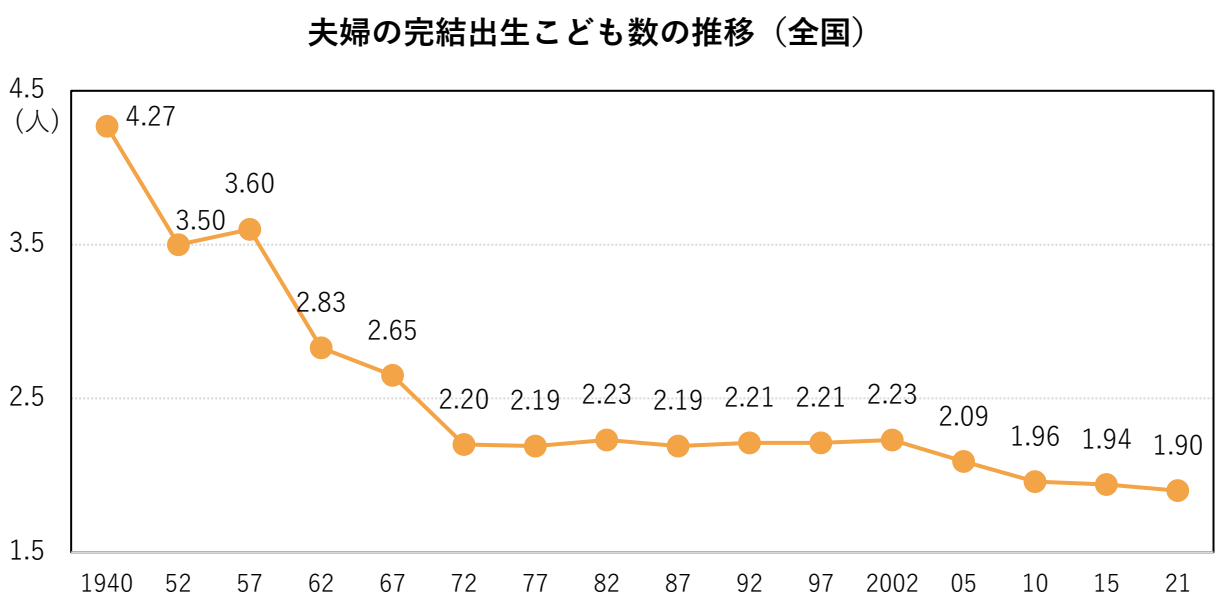
夫婦にたずねた理想的な子ども数（平均理想子ども数）は、わずかずつではありますが低下する傾向にあり、また、実際に持つつもり子ども数（平均予定子ども数）も漸減傾向が続いています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

② 夫婦の完結出生子ども数

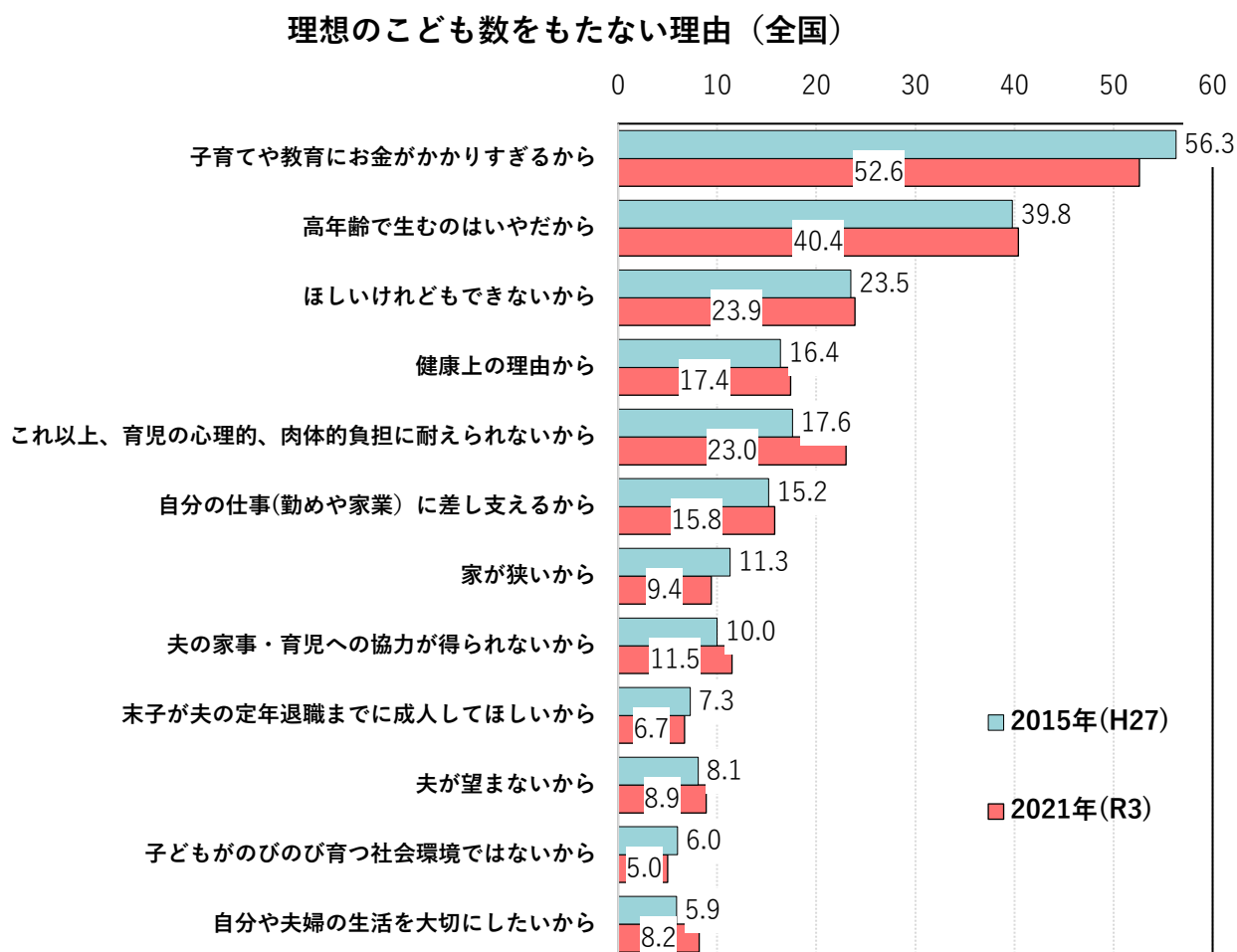
夫婦の完結出生子ども数も減少傾向にあり、直近の2021年では2人を下回っています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
※：結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦

③ 理想の子ども数をもたない理由

理想の子ども数をもたない理由として、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「ほしいけれどもできないから」の順になっています。



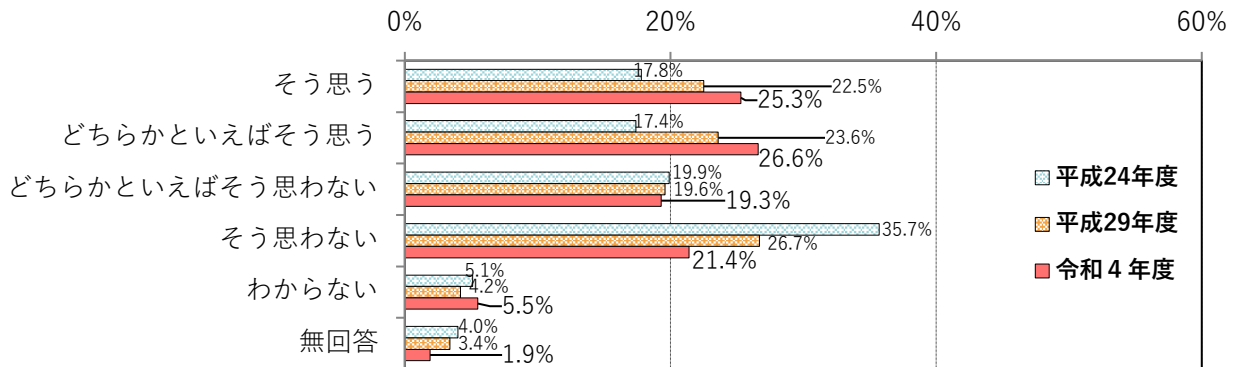
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

④ 結婚や家庭に対する考え方

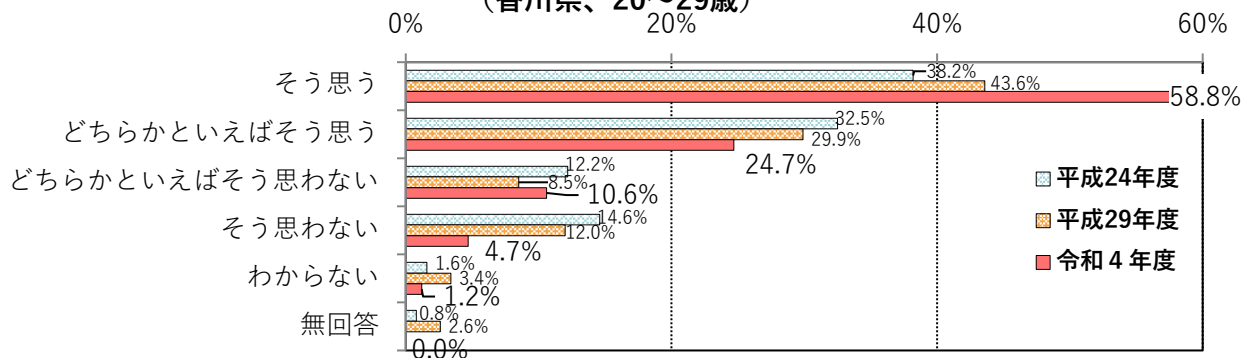
「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」に、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた【思う】の割合(51.9%)が、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた【思わない】の割合(40.7%)を上回り、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」と【思う】人の割合のほうが、令和4年度調査ではじめて上回りました。

年齢別にみると、令和4年度調査での「20～29歳」の【思う】は83.5%と8割を超えており、平成29年度調査(73.5%)と比べ10.0ポイント増加しています。また、令和4年度調査での「30～39歳」の【思う】は81.7%と8割を超えており、平成29年度調査(71.3%)と比べ10.4ポイント増加しています。

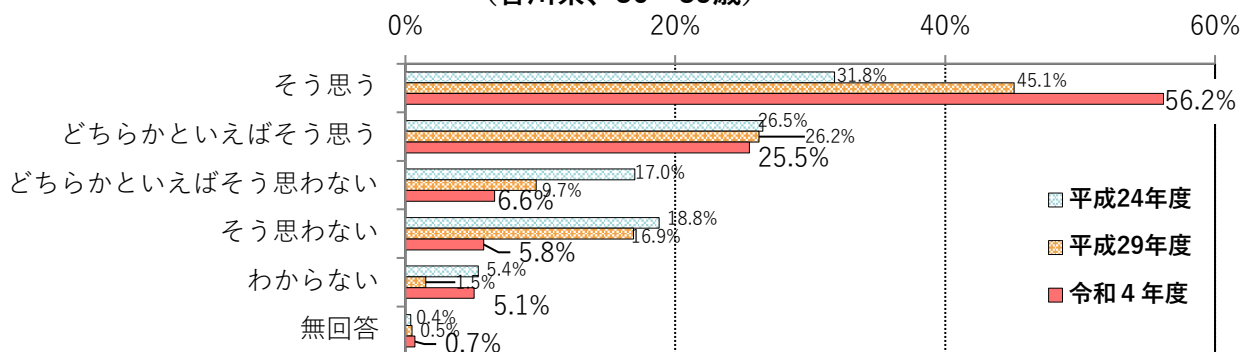
結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない(香川県)



(香川県、20～29歳)



(香川県、30～39歳)



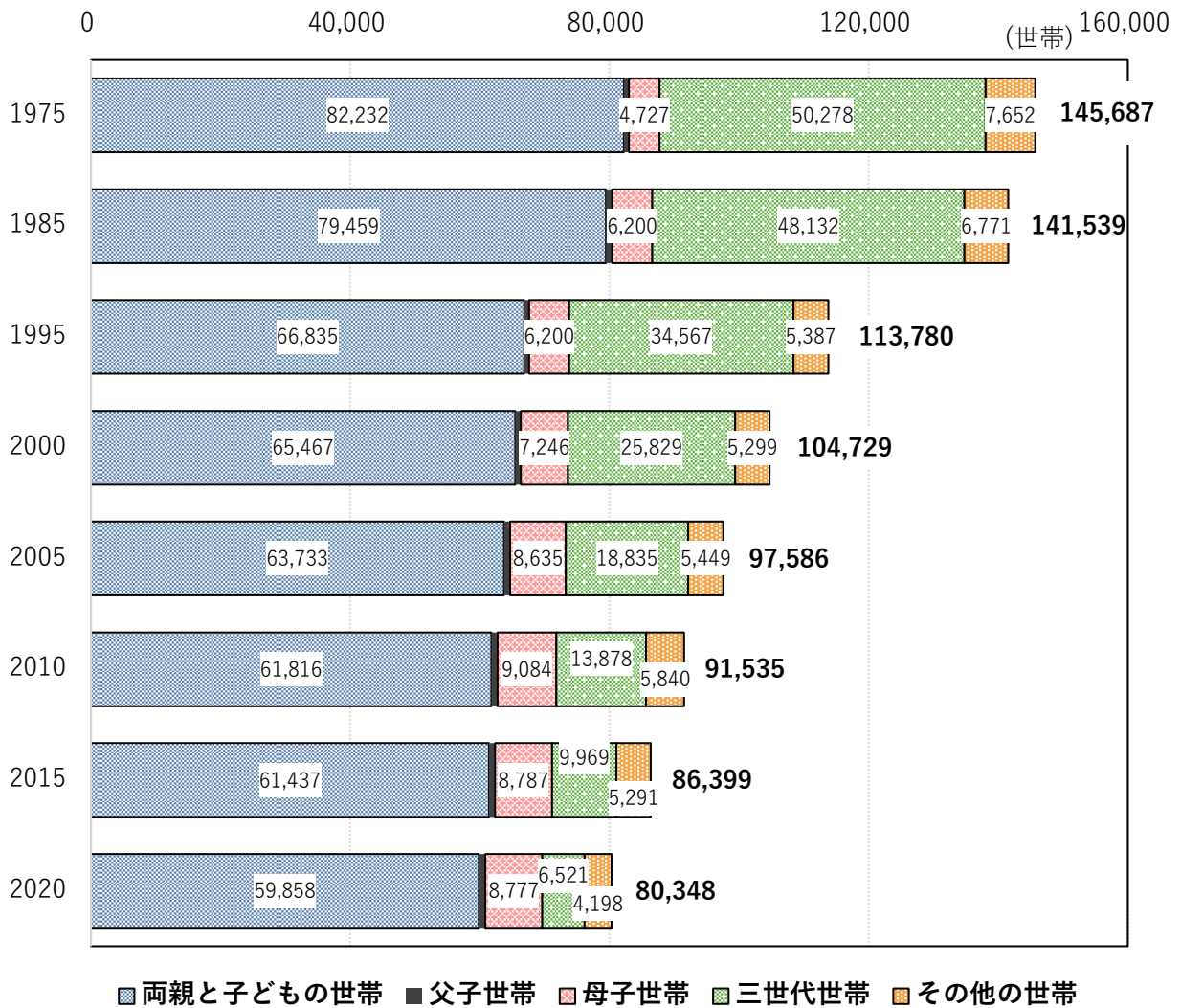
資料:香川県「県政世論調査」

Ⅲ 家庭の状況

(1) 家族構成の状況

本県の18歳未満の子どもがいる世帯の総世帯数は、年々減少傾向にあります。2020年では、総世帯数は80,348世帯となっています。

18歳未満の子どもがいる世帯数の推移

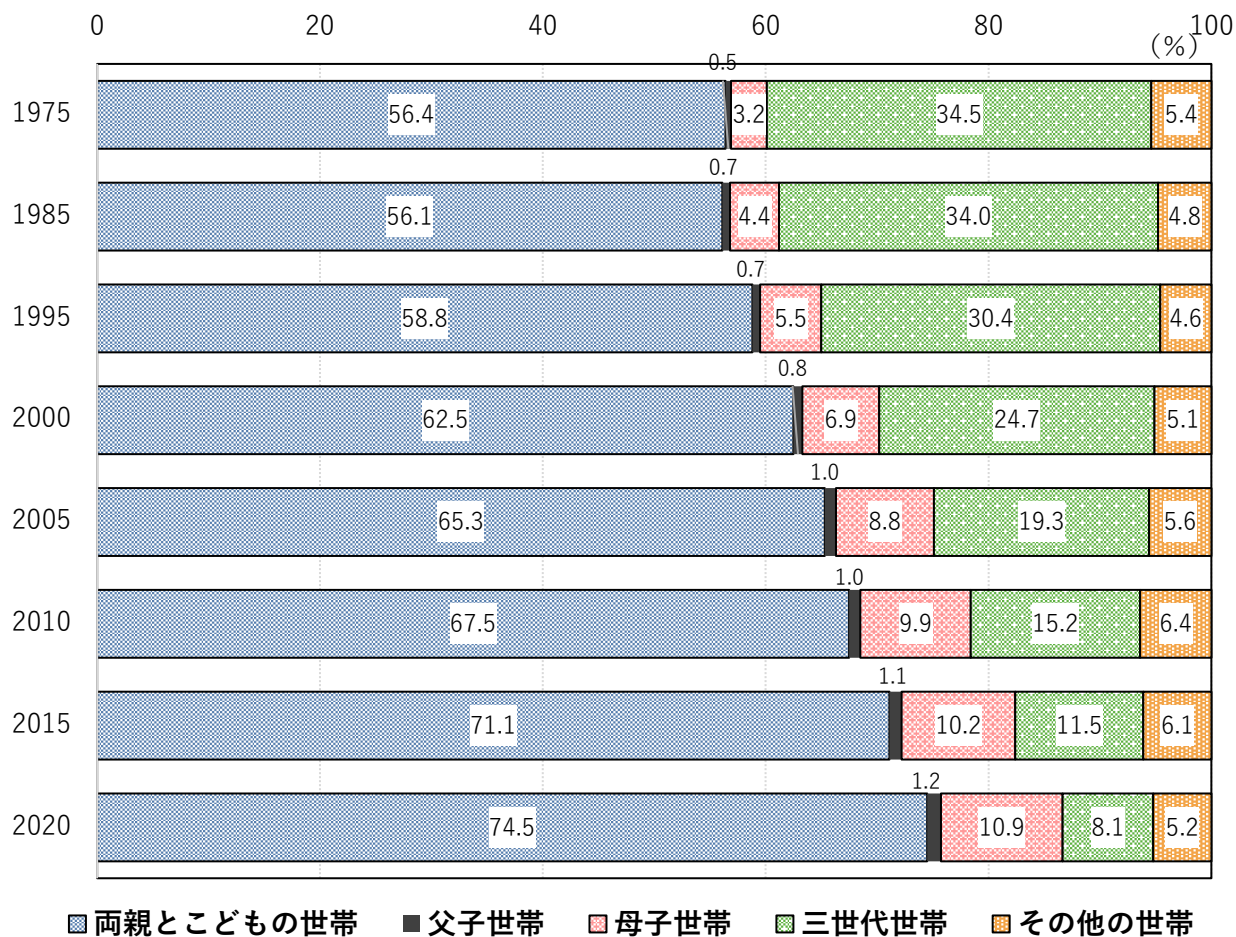


資料：総務省「国勢調査」

家族構成の割合をみると、18歳未満の子どもがいる世帯に占める核家族世帯（両親と子どもの世帯、父子世帯、母子世帯）の割合は増加傾向となっており、2020年では、86.6%となっています。

また、ひとり親家庭（父子世帯や母子世帯）の割合も増加傾向となっています。

18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移



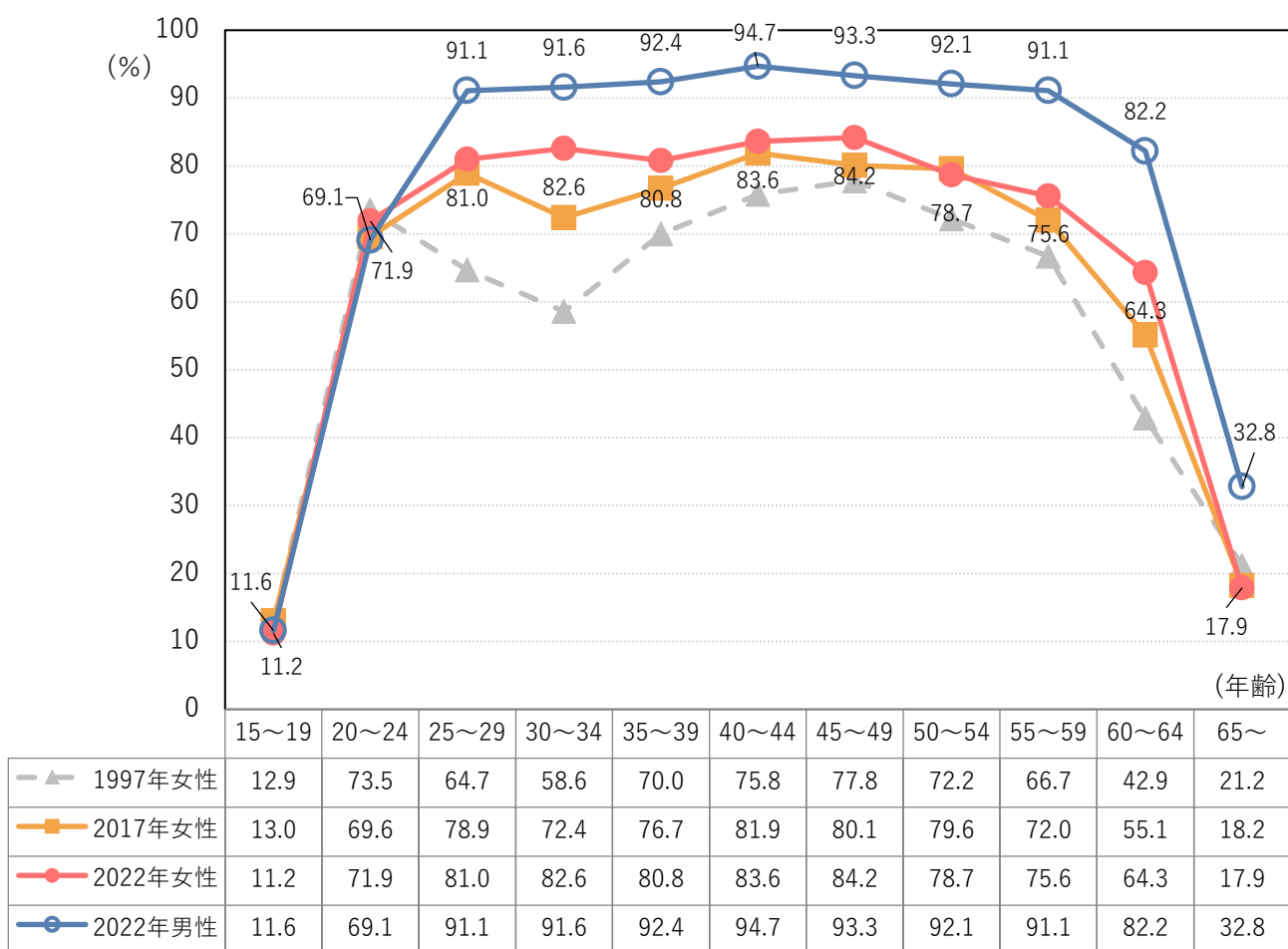
資料：総務省「国勢調査」

IV 就労・働き方の状況

(I) 労働力の状況

本県の年齢階級別有業率をみると、特に女性について、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するいわゆる「M字カーブ」を描いていましたが、近年は「M字カーブ」の解消傾向がみられます。

年齢階級別有業率の推移（香川県、男性・女性）

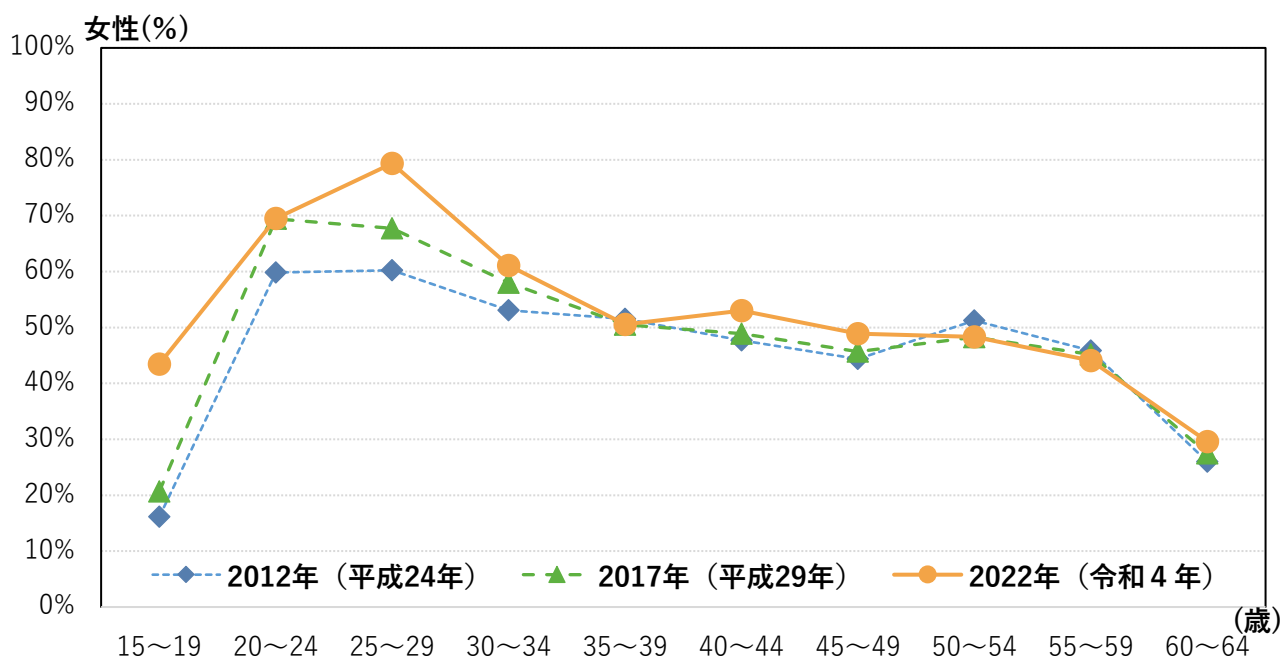
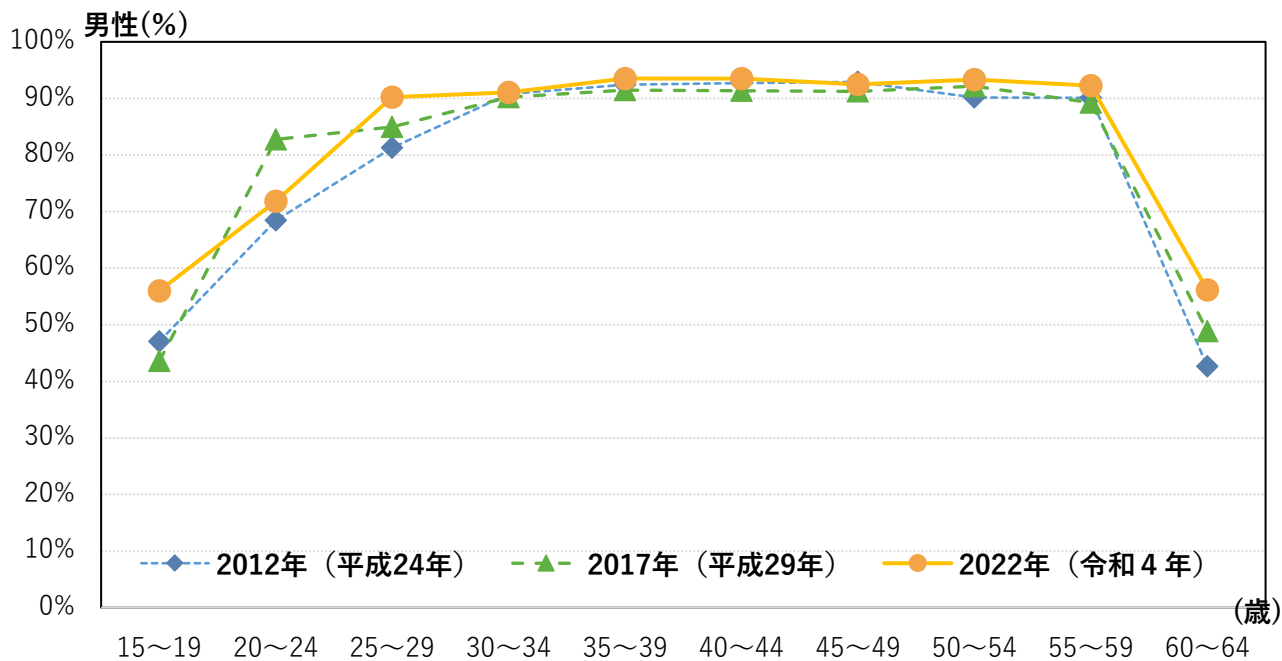


資料：総務省「就業構造基本調査」

(2) 年齢階級別正規雇用比率の状況

年齢階級別正規雇用比率を男女別にみると、男性に比べ女性は、20代後半をピークに低下し、30代以降は非正規雇用中心となる、いわゆる「L字カーブ」を描いており、出産・育児を機に非正規雇用へと働き方を変えるケースが多いことがみられます。

年齢階級別正規雇用比率（香川県、男性・女性）

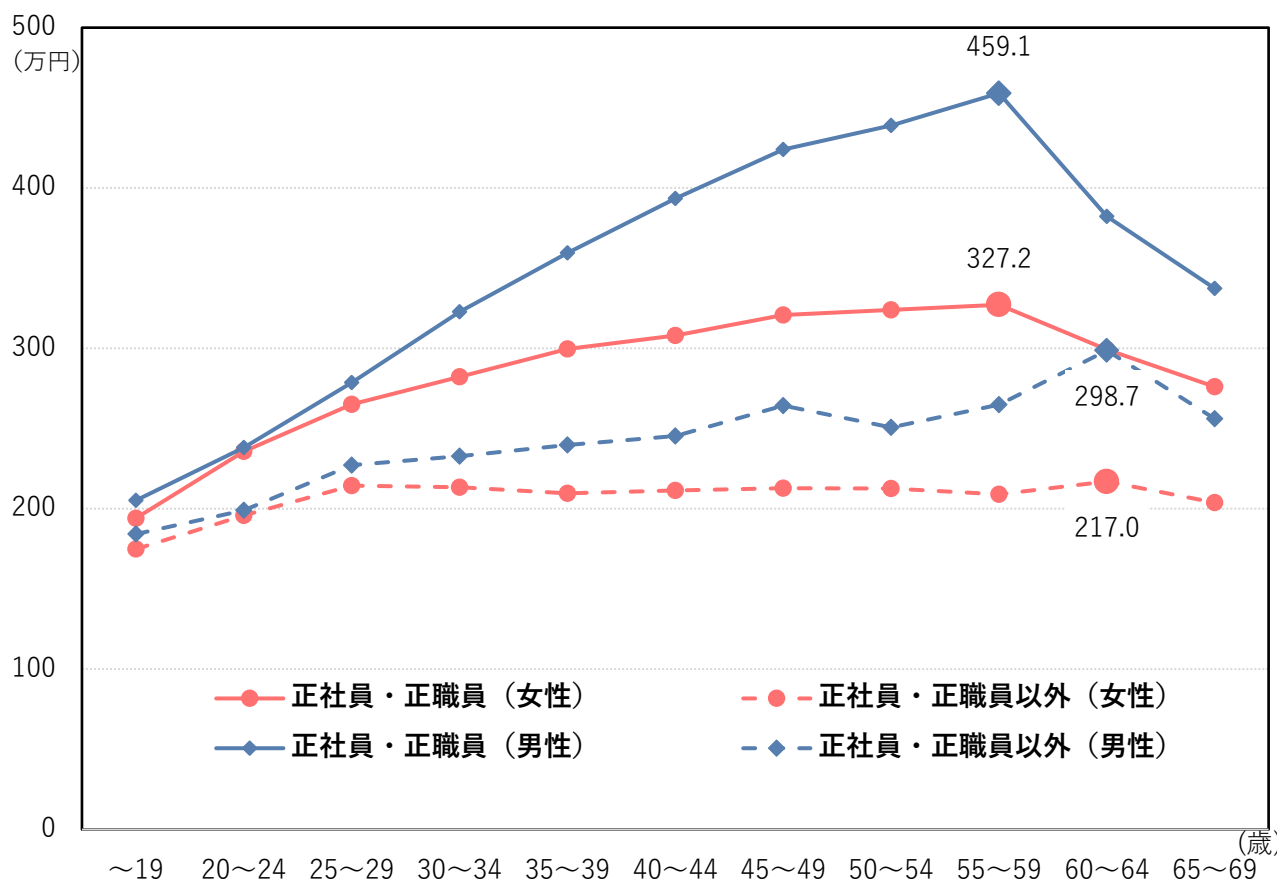


資料：総務省「就業構造基本調査」

(3) 雇用形態・男女年齢階級別賃金の状況

全国の雇用形態・年齢階級別賃金を男女別にみると、30歳以降から正社員・正職員、それ以外の労働者ともに、男女における賃金の差が大きくなり、その差が開いていく傾向がみられます。また、正社員・正職員とそれ以外の労働者では、正社員・正職員は年齢が高くなるにつれ賃金の上昇がみられますが、正社員・正職員以外の労働者は、男女とも年齢に伴う賃金の上昇があまりみられません。

雇用形態・男女年齢階級別賃金（全国、男性・女性）



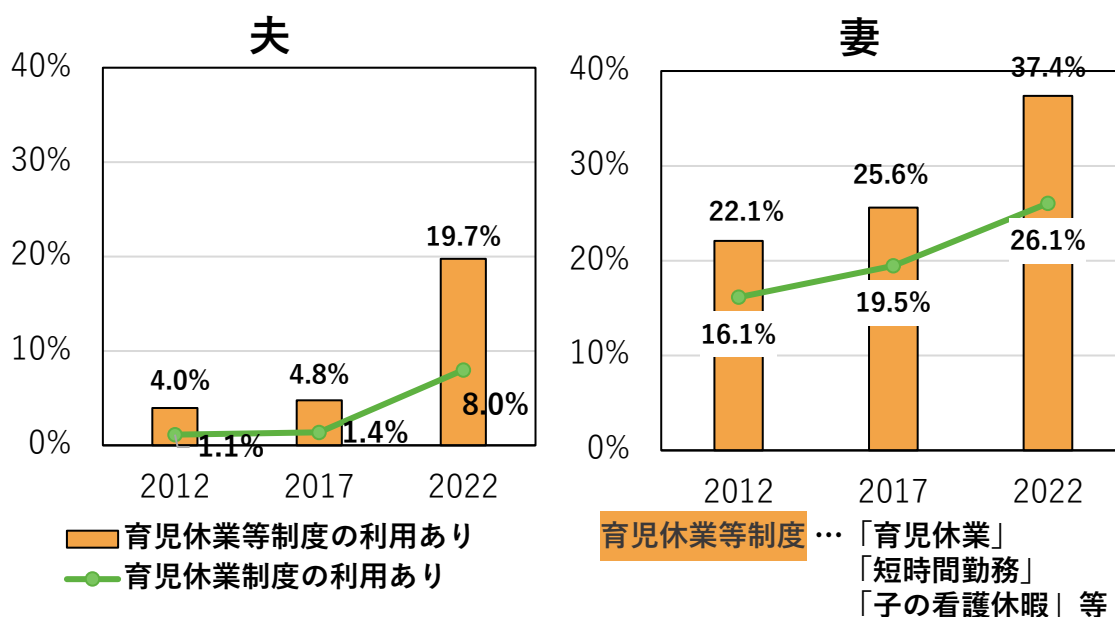
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2024年（令和6年）

※賃金とは、調査実施年6月分の所定内給与額の平均

(4) 育児休業等の利用率と家事関連時間の状況

本県の育児休業取得率は、夫・妻とも増加傾向にあります。依然として夫の取得率は妻の約半分にとどまっています。また、家事関連時間については、妻が長い傾向にあり、女性に育児等が偏る傾向がみられます。

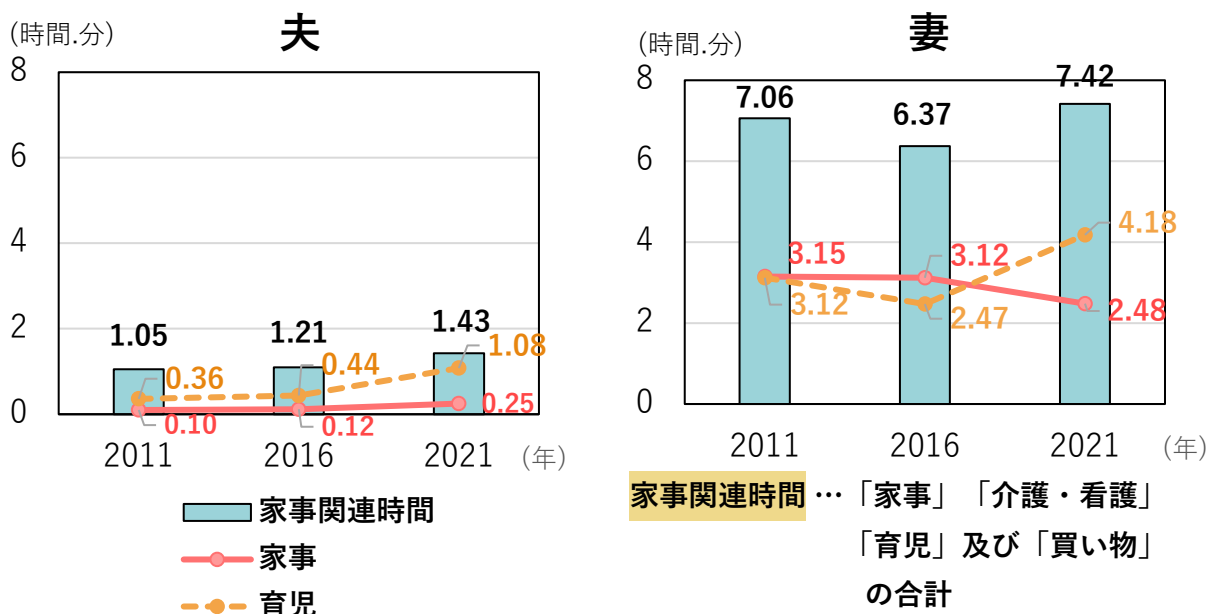
育児休業等の利用率の推移（香川県、夫・妻）



資料：総務省「就業構造基本調査」

※6歳未満の子どもを持つ世帯の総数には、非正規雇用者や無業者等を含む。

家事関連時間の推移（香川県、夫・妻）



資料：総務省「社会生活基本調査」

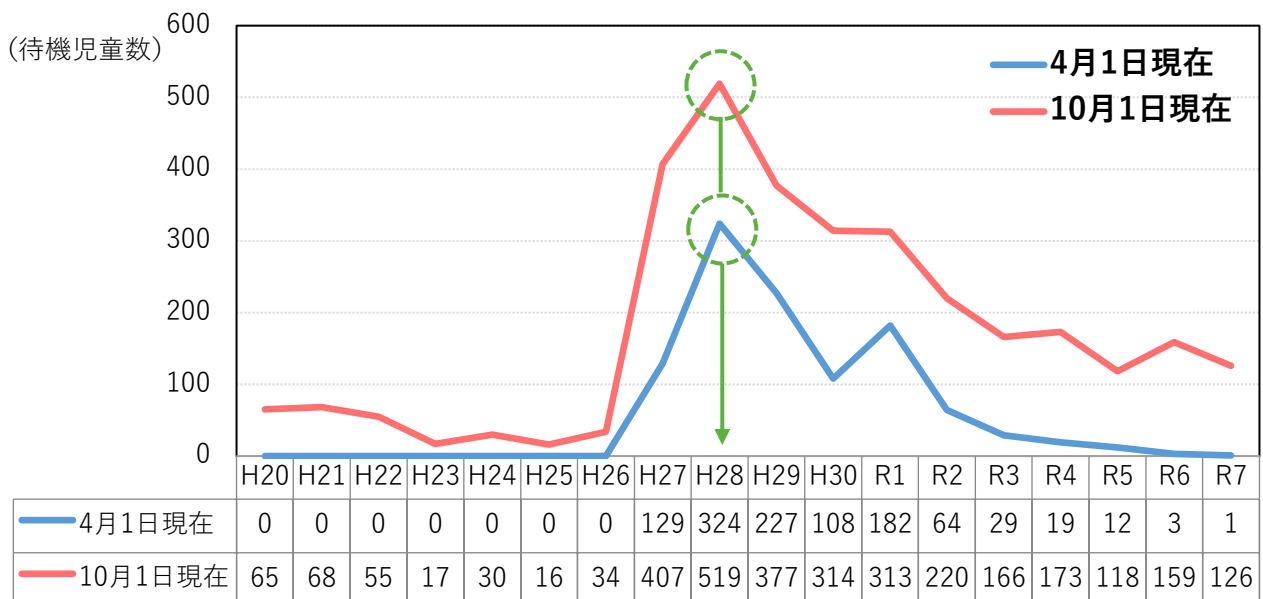
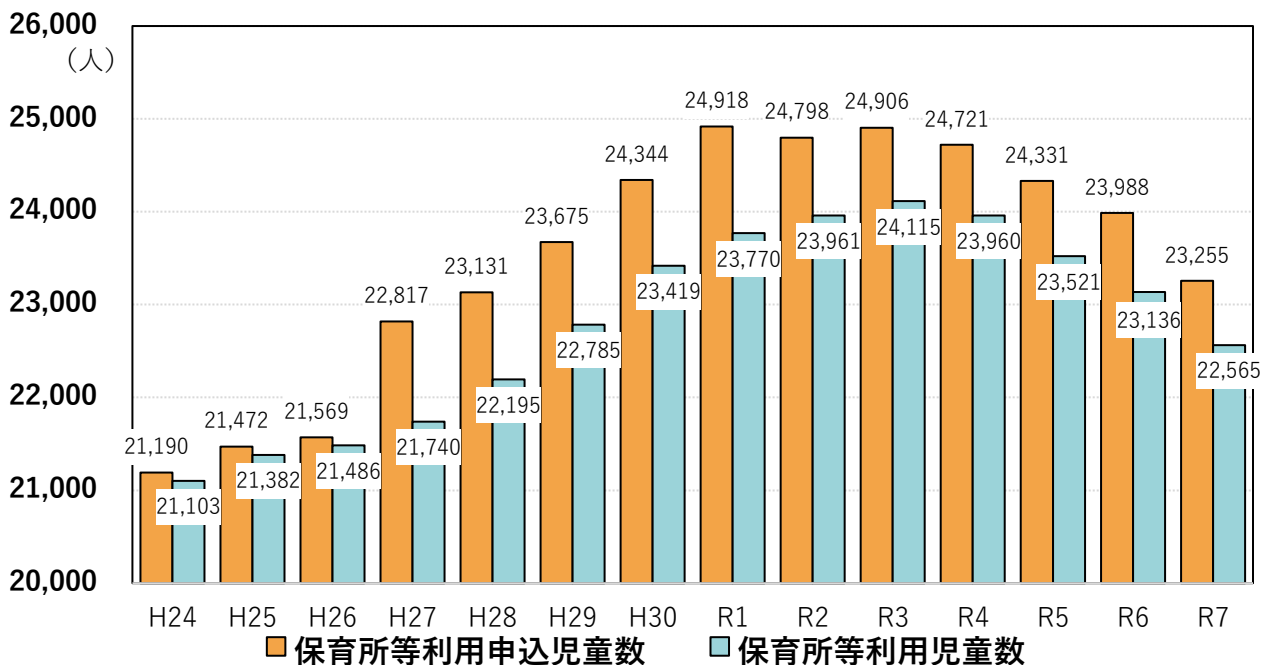
※6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事及び育児時間

V 保育所等、放課後児童クラブの利用状況

(I) 保育所等の利用状況

保育所等への利用申込児童数及び利用児童数は、こどもの数が減少する中でも、共働き世帯の増加などにより、増加傾向で推移していましたが、令和4年度からは減少に転じています。特に子ども・子育て支援新制度が開始された平成27年度以降、保育施設の利用対象となる児童が拡大されたことから、利用申込児童数が大幅に増加していましたが、計画的な教育・保育の提供体制の確保の成果もあり、保育所等利用待機児童数は、年度当初(4月1日)は大幅に減少しました。ただし、年度途中(10月1日)では依然として発生しています。

保育所等における利用申込児童数及び利用児童数の推移と待機児童数の推移(香川県)



資料:香川県子ども政策課作成

(2) 放課後児童クラブの登録児童数等の状況

放課後等にこどもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、労働等により保護者が家庭にいない小学生の居場所となる放課後児童クラブの登録児童数は、小学校児童数が減少する中で、増加傾向にあります。また、待機児童数も依然として発生しています。

小学校児童数と放課後児童クラブの登録児童数の推移と待機児童数の推移（香川県）



資料：小学校児童数 「香川県学校基本調査報告書」（各年5月1日現在）

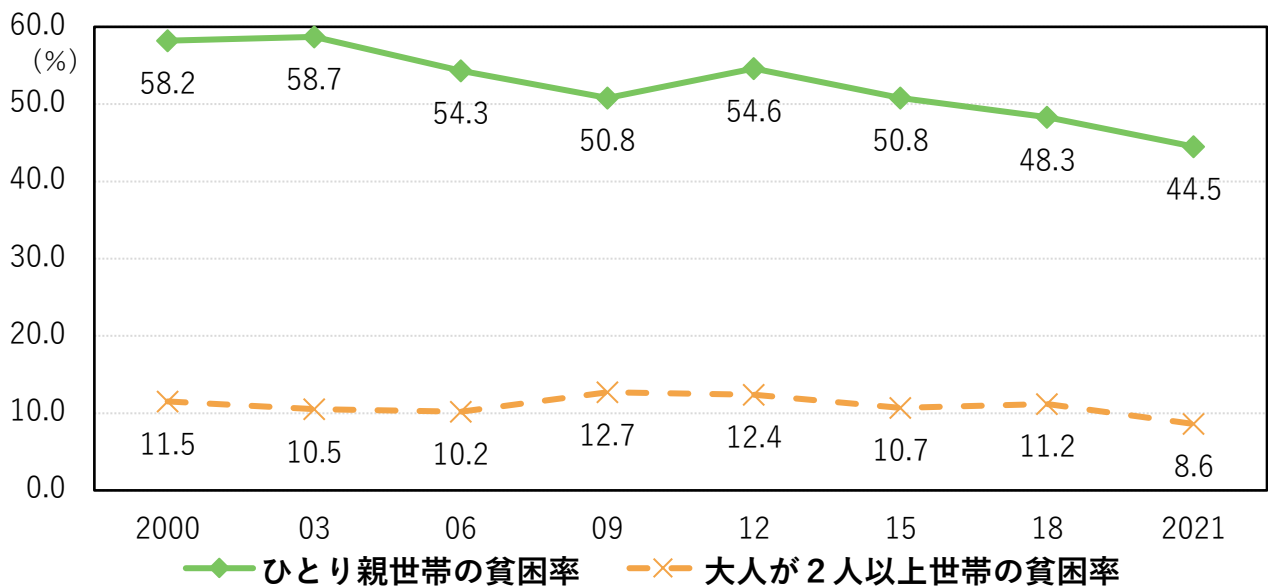
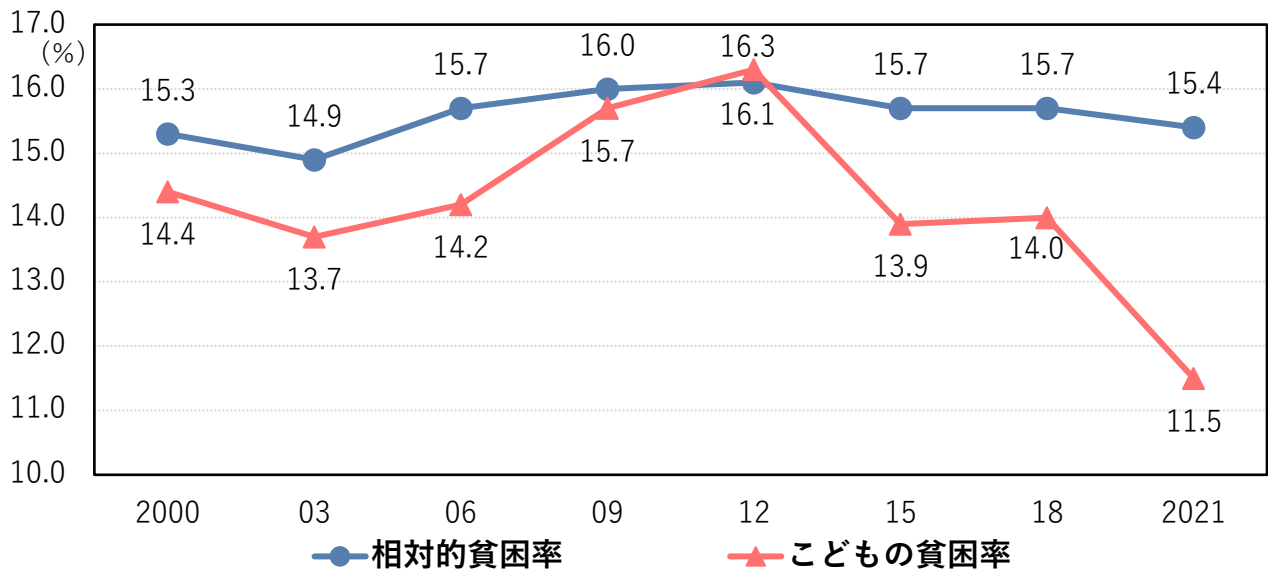
放課後児童クラブ登録児童数 香川県子ども政策課（各年5月1日現在）

VI 子ども・若者を取り巻く環境

(1) こどもの貧困の状況

全国のこどもの貧困率は11.5%となっており、およそ9人に1人のこどもが、平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとされています。また、特にひとり親世帯の貧困率は高い傾向にあります。

こどもの貧困率の推移とその内訳（全国）



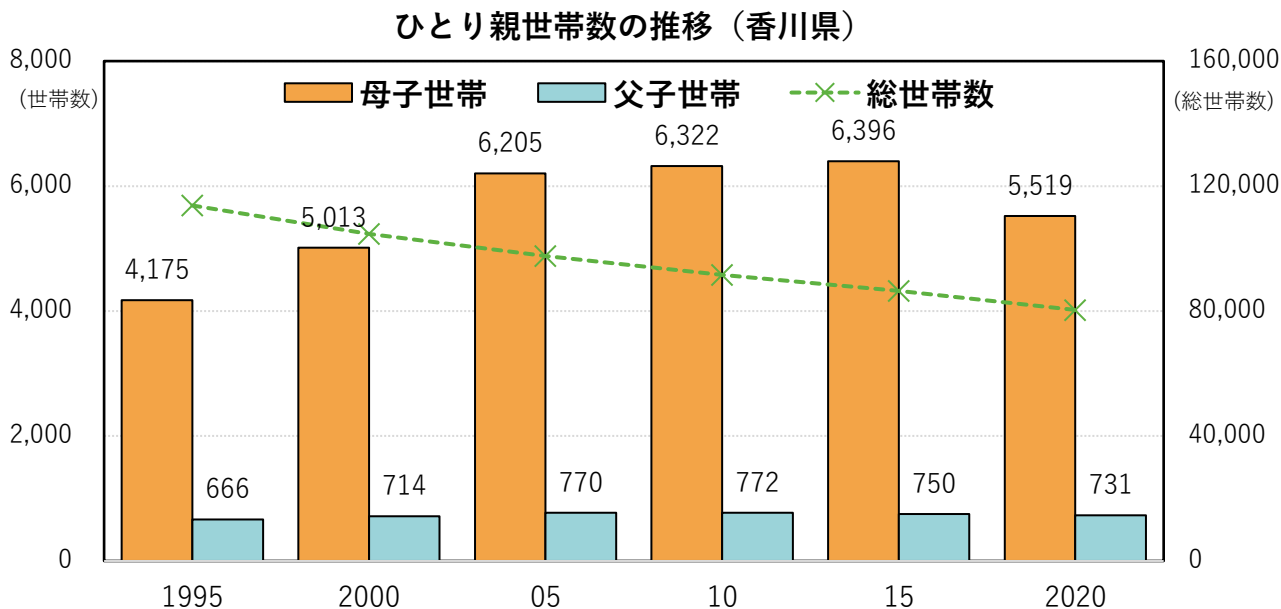
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」※2018（H30）年以降は新基準を採用

※こどもの貧困率：17歳以下のこども全体に占める貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない17歳以下のこどもの割合

※相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合

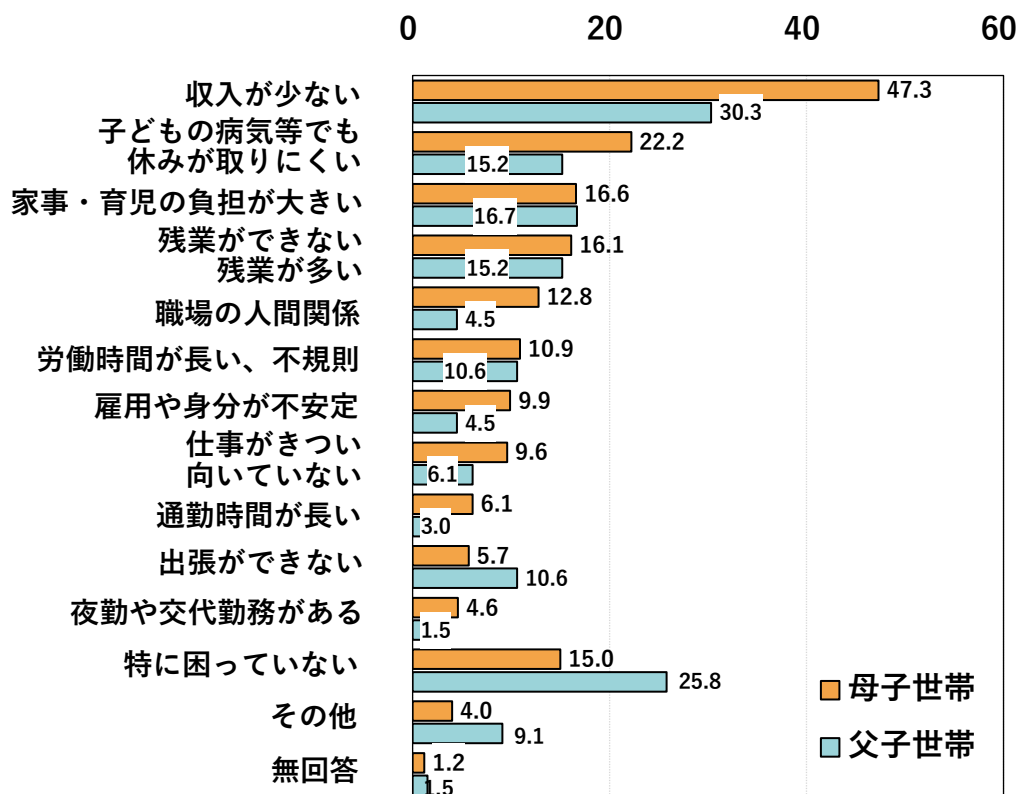
(2) ひとり親世帯の状況

本県のひとり親世帯数をみると、概ね横ばいで推移しているものの、総世帯数をみると、18歳未満の子どもを持つ世帯数は減少しており、割合としては増加していることがみられます。また、ひとり親世帯の大半を占める母子世帯において、経済的な困難だけでなく、休みを取りにくいなどの困難があります。



資料：総務省「国勢調査」

ひとり親世帯の仕事上で困ること（香川県）

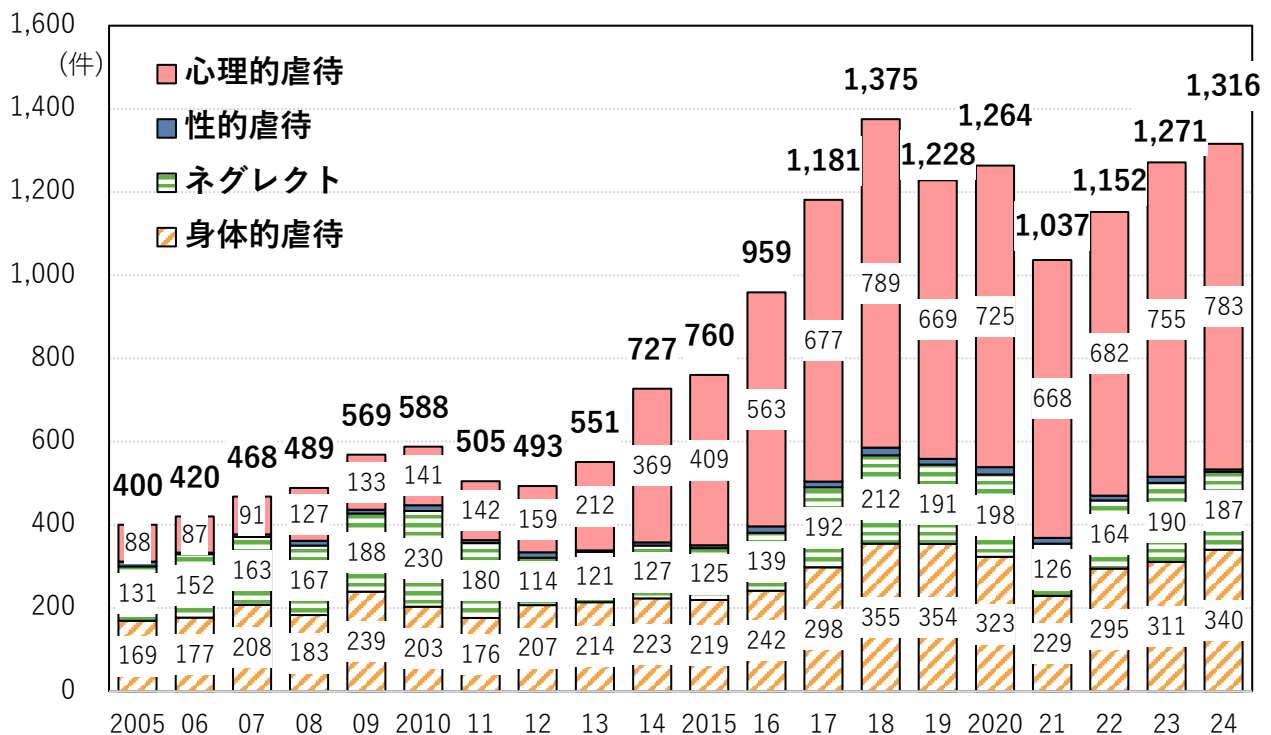
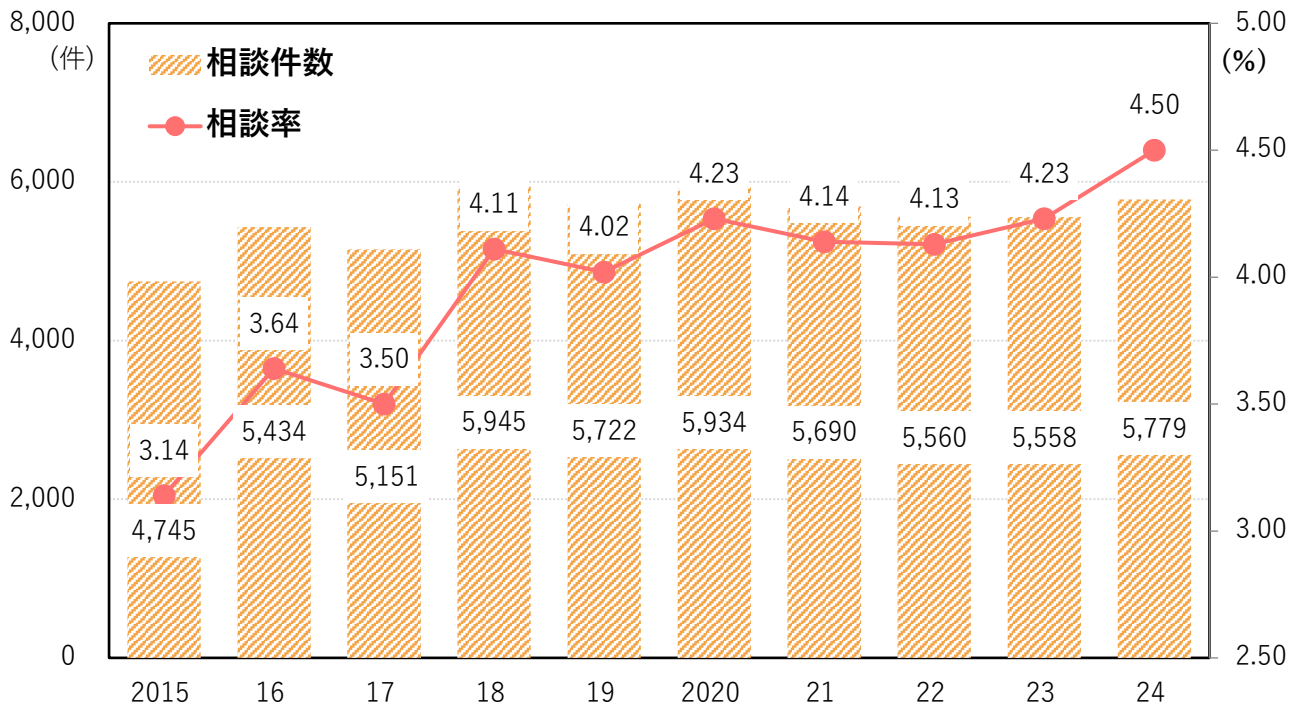


資料：香川県子ども家庭課「令和5年度香川県ひとり親世帯等実態調査」(※N=885・複数回答、単位：%)

(3) 児童虐待・社会的養育の状況

本県の児童相談所で受け付けた相談件数は横ばいで推移しているものの、児童人口あたりの相談率は増加傾向にあります。特に児童虐待相談対応件数は増加しており、近年も毎年1,000件を超える高い水準で推移しています。

児童相談所における相談件数の推移及び児童虐待相談対応件数の推移（香川県）

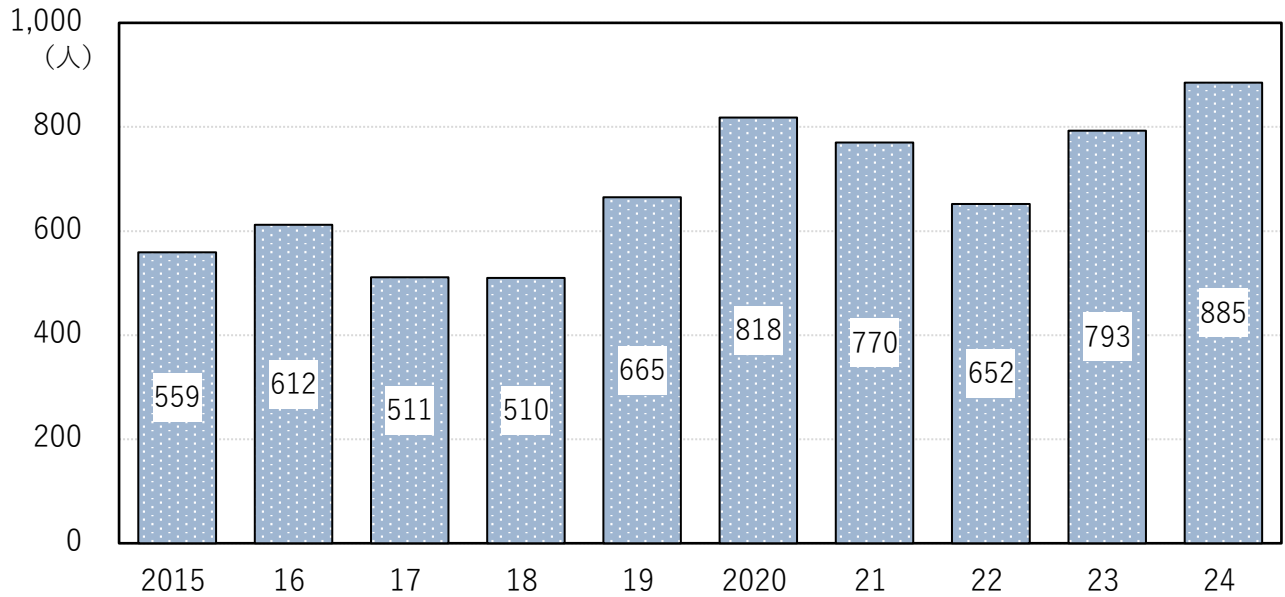


資料：香川県子ども女性相談センター（各年度末現在）

香川県統計調査課「香川県人口移動調査」（各年10月1日現在）

本県の一時保護延件数は令和元年度以降増加したものの、令和3年度以降は概ね横ばいで推移しています。

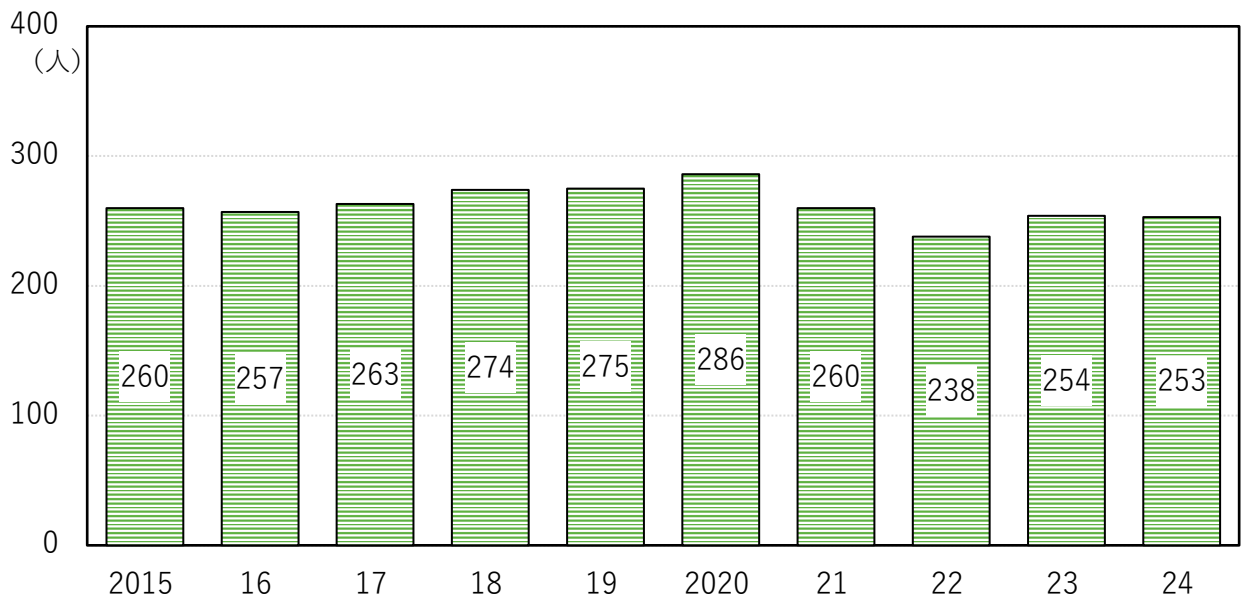
一時保護延件数等の推移（香川県）



資料：香川県子ども女性相談センター

また、本県の代替養育を必要とするこども数は、概ね横ばいで推移しています。

代替養育が必要なこども数の推移（香川県）



資料：香川県子ども女性相談センター

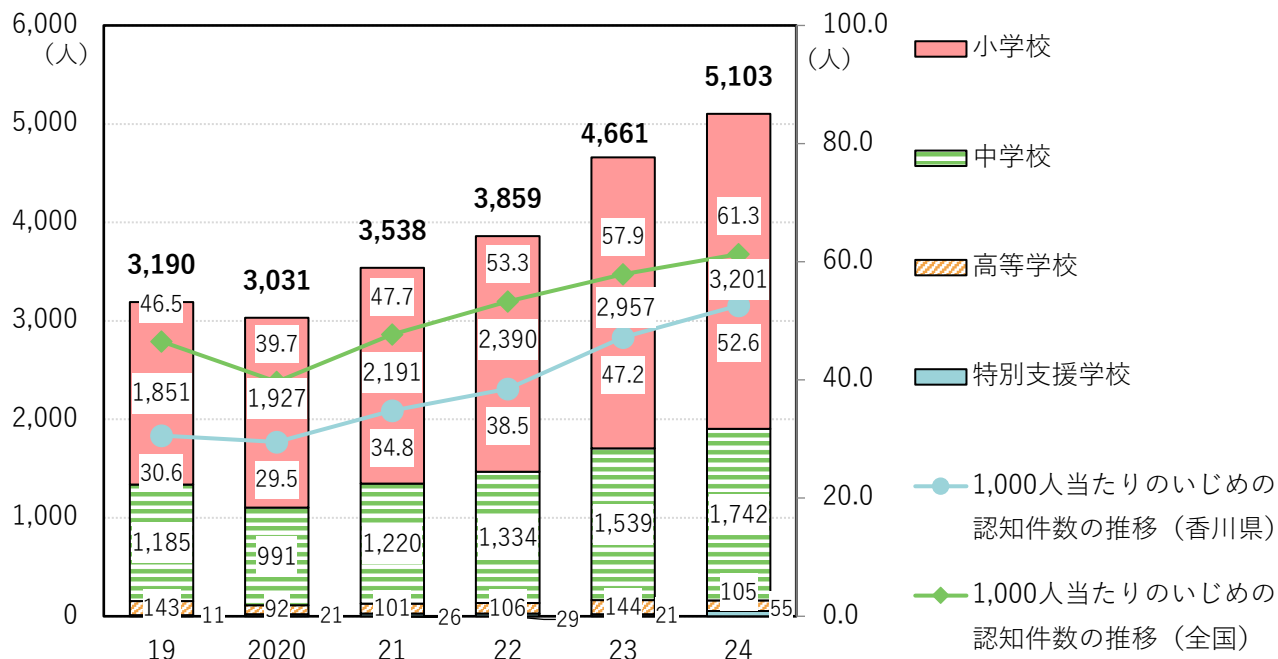
※社会的養育：保護者による適切な養育を受けられないこどもを、公的責任で社会的に養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

※代替養育：社会的養育のうち、こどもを保護者から分離し、養育を行うこと。ここでは、保護者による養育が困難又は適当でないこどもについて、児童福祉法に基づき児童相談所が行う措置又は委託の下、児童養護施設等の施設、里親等において養育を行うことをいう。

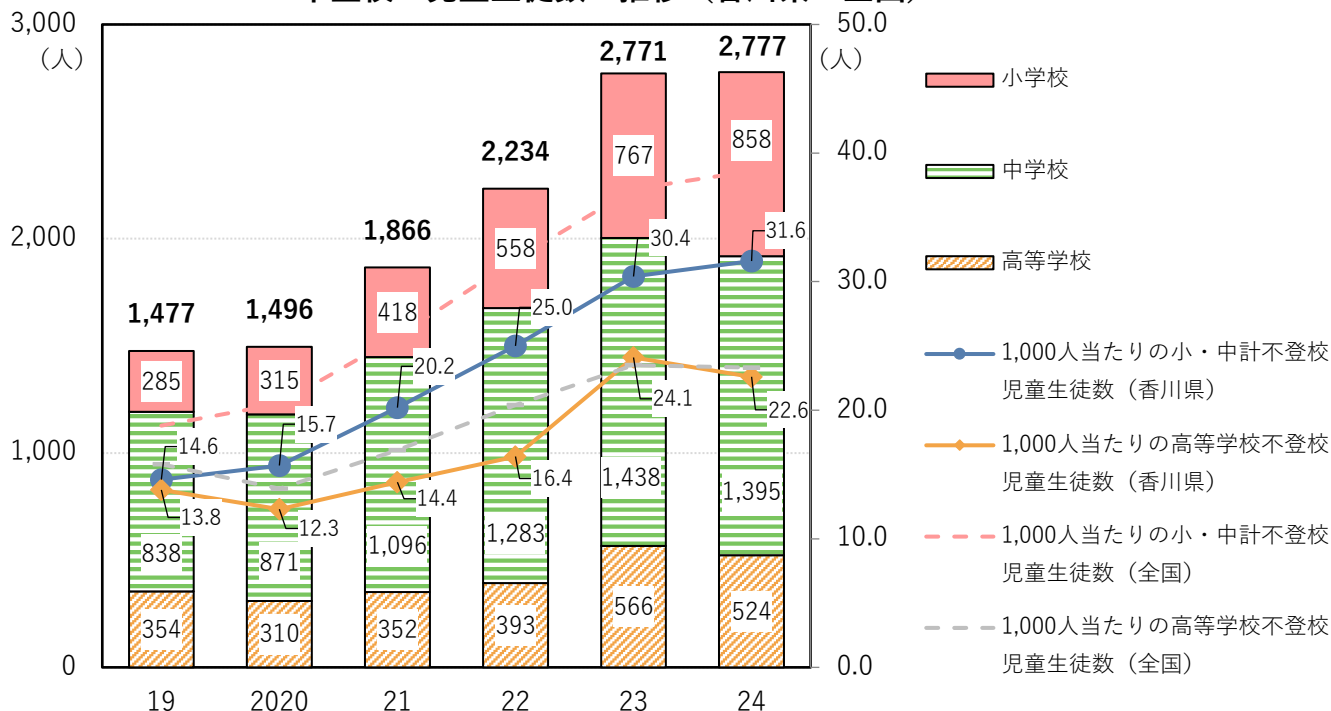
(4) いじめや不登校の状況

本県のいじめの認知件数や不登校児童生徒数は全国平均の傾向と同様に、増加傾向にあります。2024 (R6) 年度で、いじめの認知件数は 5,103 件、不登校児童生徒数は 2,777 人となっており、過去最多となっています。

いじめの認知件数の推移 (香川県・全国)



不登校の児童生徒数の推移 (香川県・全国)

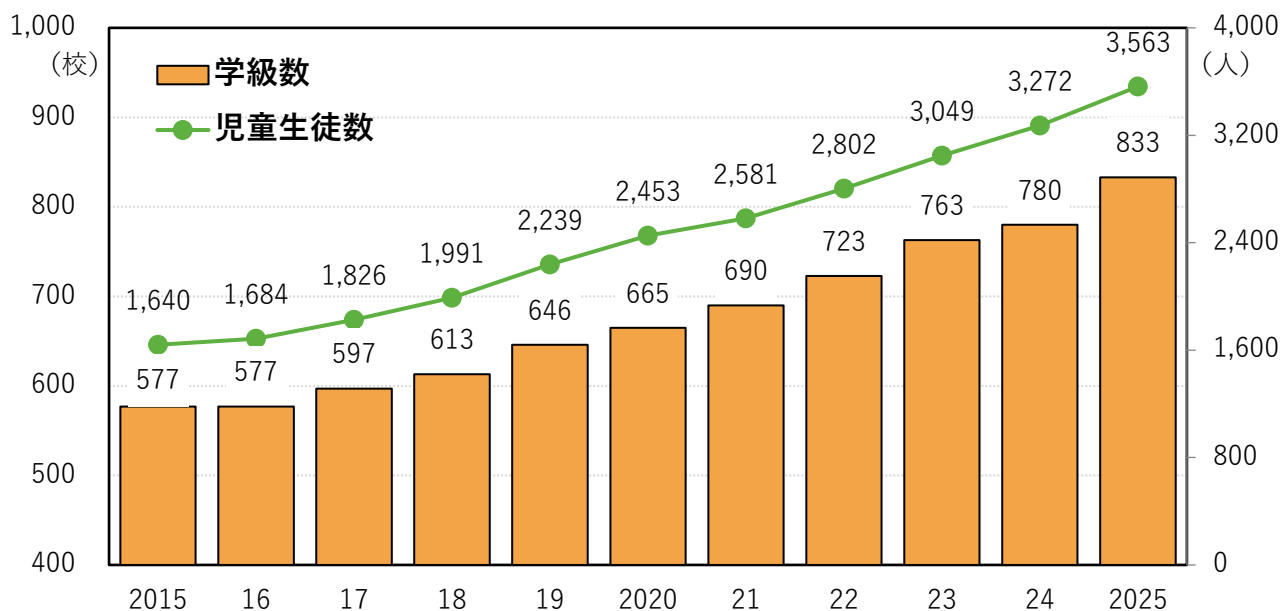


資料: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

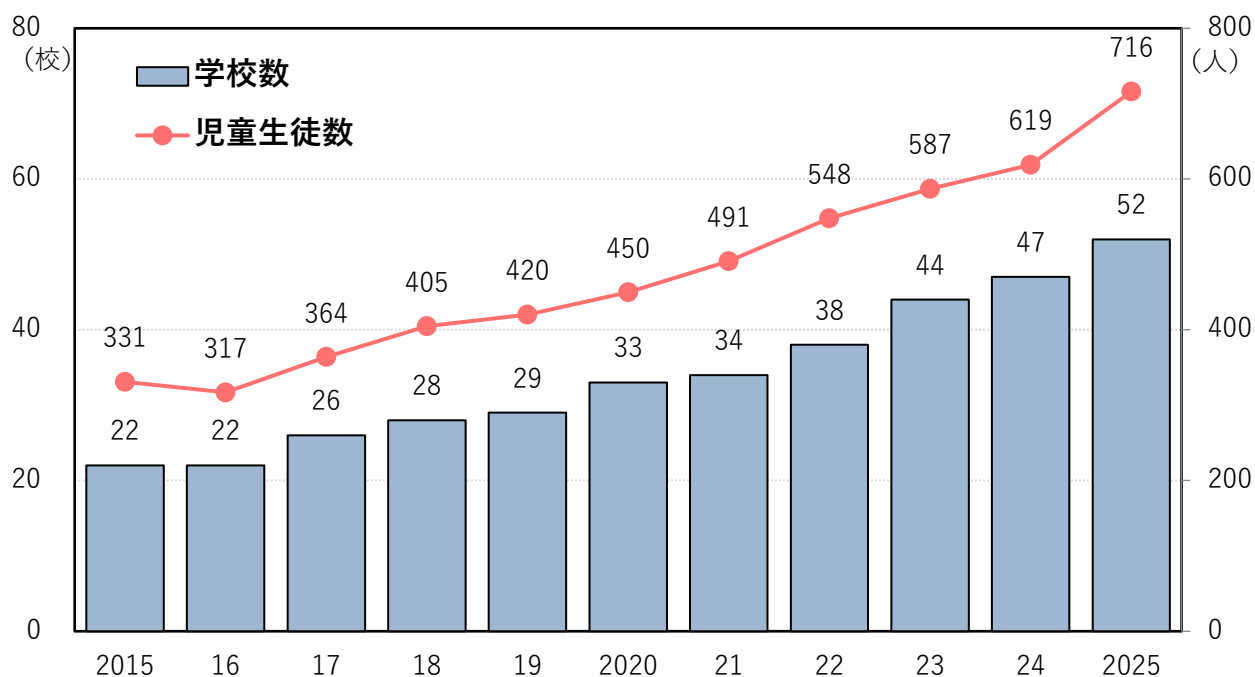
(5) 特別支援学級等の状況

小・中学校に設置されている特別支援学級の学級数や児童生徒数、また通級指導教室の設置学校数や児童生徒数は、増加傾向にあります。

特別支援学級数と児童生徒数の推移（香川県）



通級指導教室設置学校数と児童生徒数の推移（香川県）



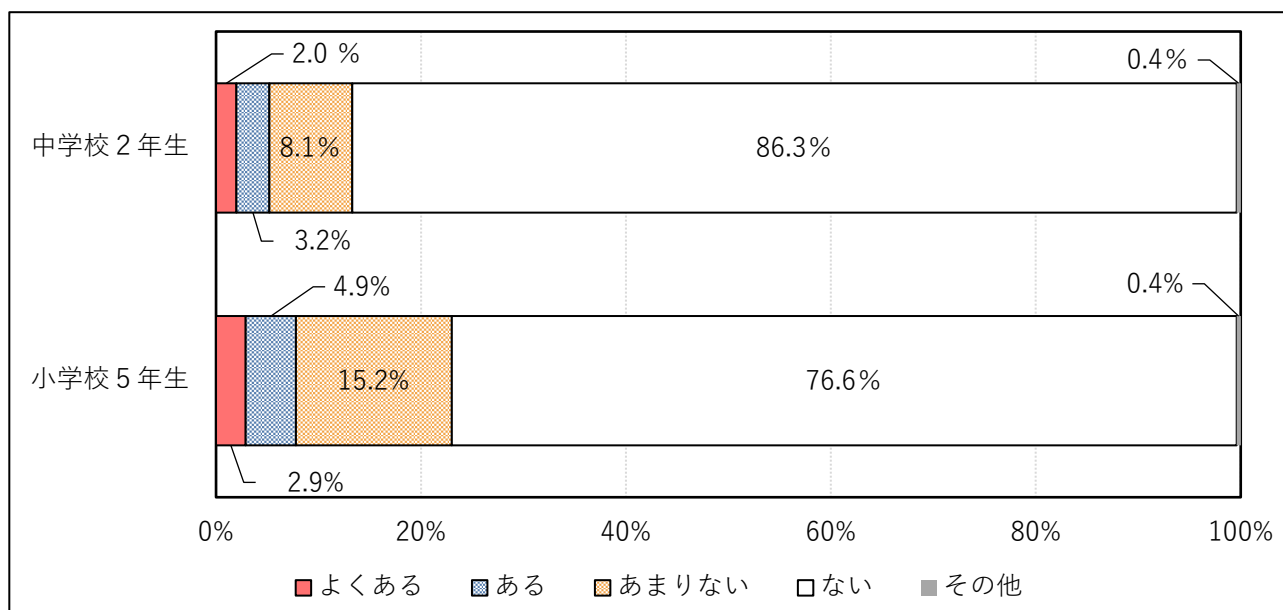
資料：香川県教育委員会

※通級指導教室：通常の学級に在籍している、言語障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴などの障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導（自立活動）を行う場

(6) ヤングケアラーの状況

「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話・介護などを日常的に行っている子ども」とされているヤングケアラーについて、「家族のお世話をしていることで、学校を休んだり、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることがありますか。」の質問に対して、「よくある」及び「ある」と回答があったのは、中学校2年生で2.0%、3.2%、小学校5年生で2.9%、4.9%でした。

「家族のお世話をしていることで、学校を休んだり、勉強や遊びに時間がとれないなど、困っていることがありますか。」の質問に対する回答について（香川県）

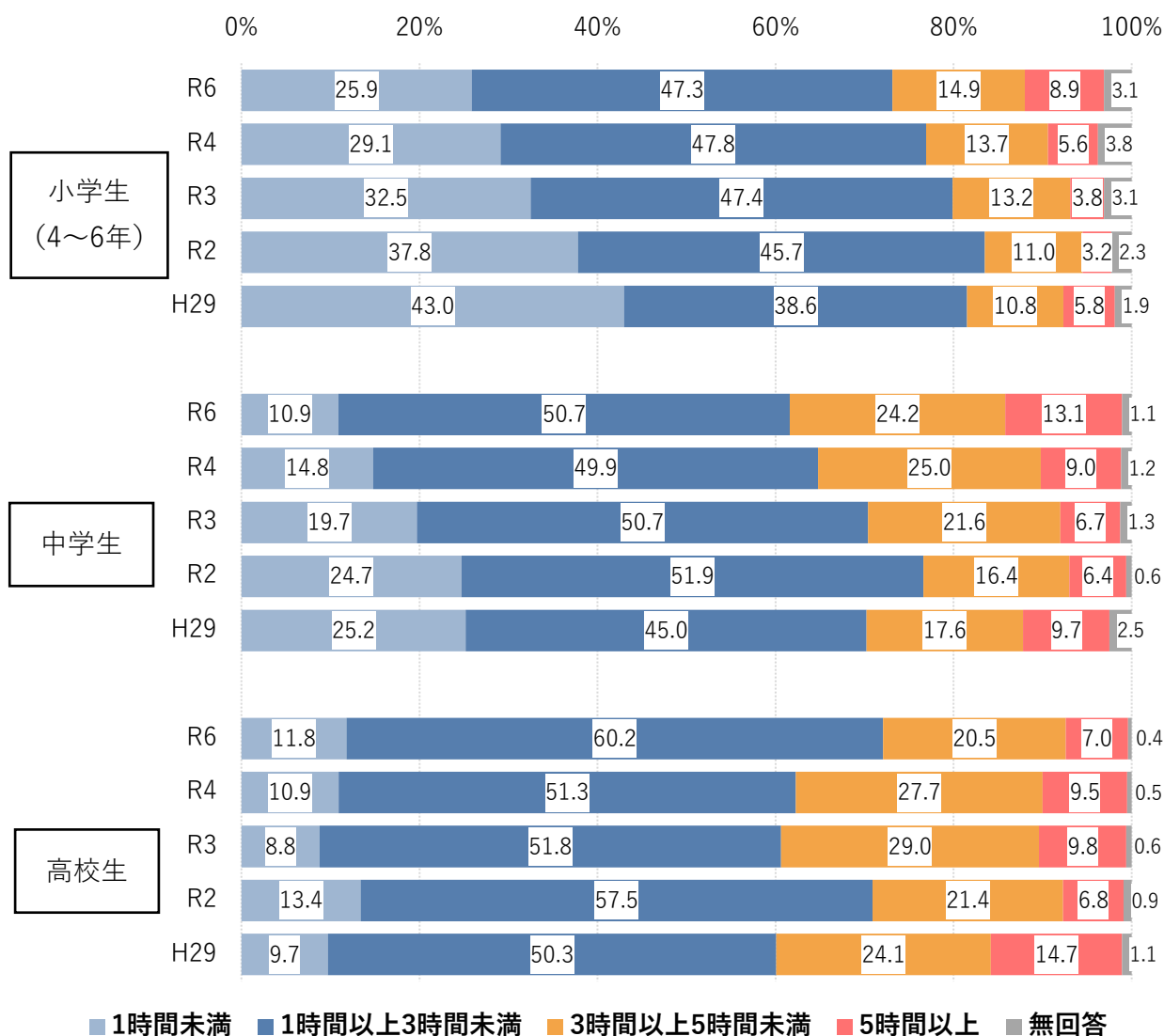


資料：香川県教育委員会「令和6年度香川県学習状況調査」

(7) スマートフォン等の利用状況

スマートフォン等を利用している児童生徒の平日1日当たりの利用時間は、小・中学生では1時間未満の利用が減少し、5時間以上の利用が増加している一方、高校生では1時間未満の利用が増加し、5時間以上の利用が減少しており、小・中学生の利用時間が長くなる傾向がみられます。

スマートフォン等の利用時間（平日1日当たり）（香川県）



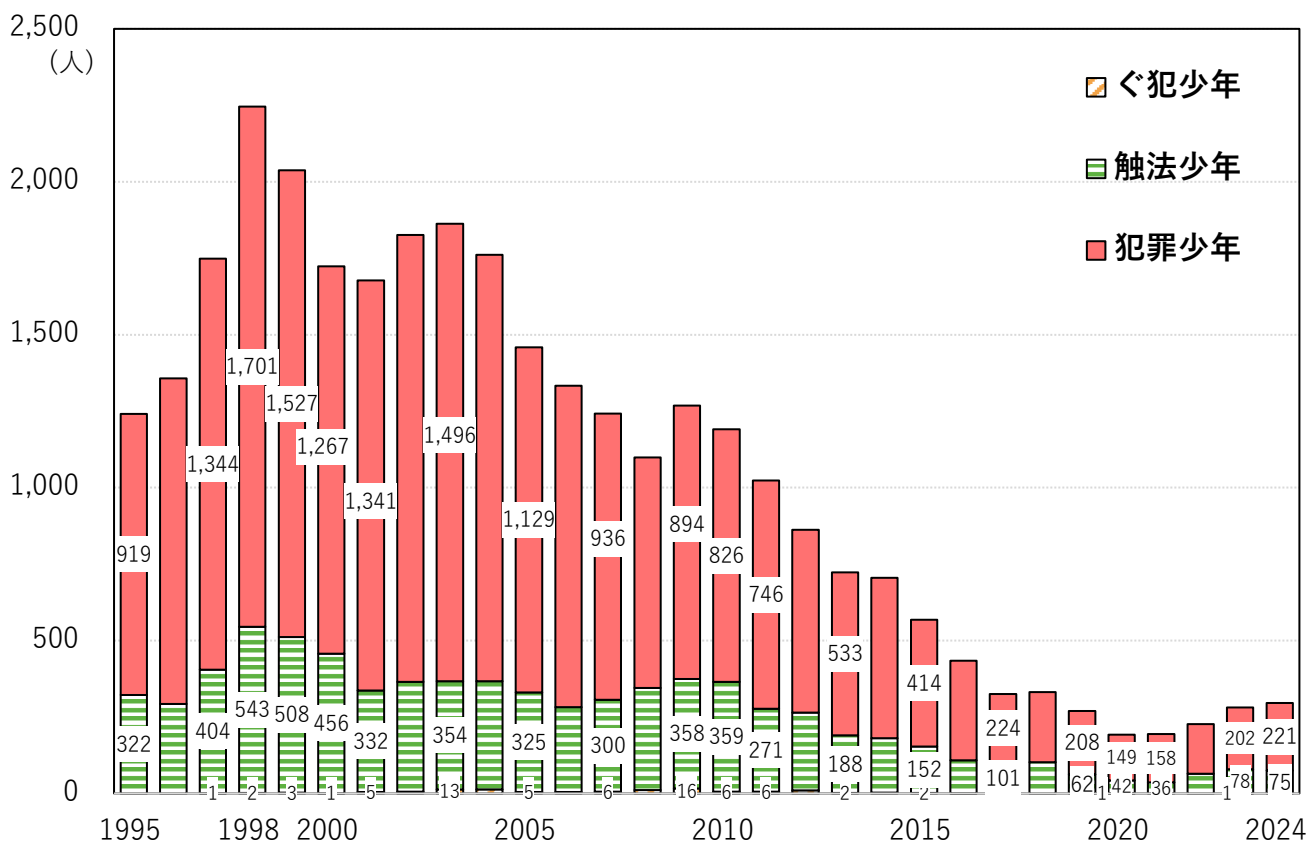
※スマートフォン等の利用時間には、学習アプリや学習のための動画サイト等の利用時間も含む

資料：香川県教育委員会「令和6年度スマートフォン等の利用に関する調査」

(8) 少年非行犯罪件数の状況

少年非行犯罪件数の状況を見ると、1998年(平成10年)までは増加傾向にありましたが、その後減少傾向に転じ、2024年(令和6年)では、犯罪少年221人、触法少年75人となっています。

非行少年の年次別推移(香川県)



資料:香川県警察本部

※犯罪少年:罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

※触法少年:14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

※ぐ犯少年:保護者の正当な監護に服さないなど、その性格または環境に照らして、将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

Ⅶ こども基本法について

日本は、1994年に「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を批准しました。そして、この条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的かつ強力に推進していくことを目的とした「こども基本法」が2023年（令和5年）4月に施行されました。

こども基本法

（目的）

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

同法には「こども施策」にかかる、以下の6つの基本理念が定められました。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 すべてのこどもは年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

また、県は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。